

参議院文教委員会會議録第三十四号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)
午前十時四十一分開会

委員の異動

五月二十四日委員成瀬徳治君辞任につき、その補欠として岡三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
劍木 亨弘君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木與吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
岡 三郎君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

国務大臣 清瀬 一郎君
文部大臣 林 修三君
法制局長官 野木 新一君
法制局第二部長 新一君

文部政務次官 竹尾 式君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工業 英司君
法制局側 法制局長 奥野 健一君
参事(第二部長) 岸田 實君
説明員 文部省初等中等教育局地方課長 木田 宏君

本日の会議に付した案件
○本委員会の運営に関する件
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。
まず、昨晚の理事会の経過について報告いたします。昨日の委員会休憩後の審議の進め方については、当初自民党側は、直ちに委員会を再開して、逐条質疑を続行することを主張されました。社会党側は、なお四日間の逐条質疑を承認することが先決であることを主張され、両方の意見が強く対立いたしました。そこで委員長から二十五日、金曜日本会議上程を目的として審議に最善を尽くすことを提案いたしましたところ、各会派に持ち帰って相談を

されることとなり、委員会は同日は休憩のままで散会すること、本日午前十時に委員会を開会することを決定し、委員長の提案については、委員会開会までに各会派から回答することとなった次第であります。

本朝自民党からは委員会の正常な運営を確保することを前提として、委員長提案に賛成することの回答がありましたが、社会党からは居るまでには回答するというお申し出がございました。従って先刻理事会を開き、委員会を直ちに開会し、昼の休憩後理事会においてあらためて協議を行うことに決定いたしました。

○委員長(加賀山之雄君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び同法律施行に伴う関係法律の整理に關する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○湯山勇君 私は昨日日本法に規定する教育の内容について御質問を申し上げたのですけれども、その御答弁が十分なされておりませんし、昨夜理事会で委員長にもお話ししたのですが、それはやっぱり明確にせよというふうなお話もありませんでした。その問題について重ねてお尋ねいたします。それは本法で規定しておる教育の内容には教育、学術、文化、こういうものを教育と定義するということになっております。このことはこの法律も現行法も同様でございます。政府側の説明によれば、この教育という言葉の中には宗教も含

まれておる。こういう御答弁によって関係法の整理の中の文部省設置法、この大臣の措置要求の中に教育、学術、文化、宗教と入れたことの間には矛盾はない、しかもその宗教が含まれておるということの根拠は、現行法の第五十条の七項に「教育に関する法人」、その規定した下にカッコに入れて「私立学校を設置する法人及び宗教法人を除く」というただし書きによって宗教が入っておるんだ、こういうことの論拠にされております。そこでお尋ねしたいのは、もし昨日の御答弁の通りとすれば、ただいま審議しておる法律の第二十三条の第十六項「教育に関する法人に關すること」という規定して、この条文には宗教法人を除くとも、あるいは私立学校法人を除くとも書いてございませぬ。そうすれば、もしも昨日の答弁を肯定するならば、教育委員会は宗教法人に關すること、教育委員会の職務の中に入っておる、こういうこととなります。緒方局長の昨日の御答弁の通りと肯定するとすれば、どうしても十六項の下には宗教法人を除くという規定が必要である。もしこのまま宗教法人を除いておると、こういうふうに判断するならば、文部省設置法に宗教を入れたことが誤りになる。そのいづれかになるわけでございまして、その点について局長から重ねて御答弁を願いたい。

○説明員(木田宏君) お答え申し上げます。現行の教育委員会法五十条で、宗教に關する法人を除くと、こういう

ふうに入りましたのは、これも当初からではございませんで、途中で改正をいたしましたのでございます。そして教育委員会法制定当初にありましては、現行の教育、学術、文化に關する事務の中に宗教も含めまして、当初は宗教に關する事務を教育委員会に扱って参りました。ところがその後宗教につきましては、特に宗教法人法による宗教法人に關する事務につきましては、これを地方公共団体の長に移すことになしたしまして、宗教法人法が作られたのでございます。その際に現行の五十条に「宗教法人を除く」という除外の措置がとられました。で、そのことにつきましては、今回の法律が同じ建前をとりまして、教育、学術、文化、この押えて参りましたので、言葉の考え方としては同様と考えておるわけでございませぬ。ただいま御指摘のように、なぜ第二十三条十六号の教育に關する法人にそういう除外規定を設けなかったと、こういうことでございませぬが、これは今回の法の建前がそれぞれの団体にあります教育委員会と長との仕事の分担という点を重点に考えて、二十三、二十四条を並べてあるのでございませぬ。で、個々の具体的な法律によりまして、特に国の機関委任事務として、具体的な法の規定のあるものにつきましては、どちらがやるかということ、その法によって明らかにせられておるわけでございませぬ。従いまして、教育に關する法人でありまして、も、私立学校の法人は、これは私立学

校法の規定によりまして長が担当することとされております。また、宗教法人につきましては、宗教法人法の規定によりまして知事が担当するものとされておるのであります。そこで、そういう個々の法規に具体的な定めのあるものは、それによってどちらが担当するかというところは、明確になっておるわけでございます。従いまして、二十三、二十四条は、地方公共団体における執行機関として、長と教育委員会との仕事の割り振りは一応このようになっておる。しかしながら、二十五条を設けましてそれぞれの仕事をやるにつきましては、具体的な個々の法令の規定によって処理をするということにいたしましたのでございます。そのようなわけで、教育に関する法人を一般的には書いてございまして、これは二十三、二十四条の柱を一つごらんいただきたいのであります。教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務、これは団体の教育事務でございます。及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるもの、こうしほっておるわけでありまして、宗教法人に關します事務は「法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務」機関委任事務の方に属する事務でございます。従いまして、ここで宗教法人法の規定によつて、これは教育委員会に属しないことが明らかでございますから、十六号の頭書きの、この法律又はこれに基づく政令によりその権限に属しない事務として、宗教法人の事務並びに私立学校法人の事務というものが考えられるのでございます。その柱の立て方からいたしまして、当然に十六号の教育に關

する法人という中に、私立学校の関係のもの、すなわち現在の宗教法人法なり、私立学校法によりまして、明確に教育委員会の事務の権限外とされておるものは入つてこないものであります。そこで現行法の立て方と、今回の二十三、二十四条の柱の方とを区別いたしました関係上、カッコ書きを落してしまつた、こういうわけでございます。○湯山勇君 それでは緒方局長にお尋ねいたしますが、昨日は、局長は、この現行法に宗教法人を除くという除外規定がある、そのことが教育の中に宗教を含むという根拠になるんだという御説明をなさいましたが、それが今のお話ではそれとはまた別個のようですが、昨日の御答弁はそのままでございますか。○政府委員(緒方信一君) 昨日御説明いたしましたのは、現行法並びにこの法案で教育という内容を規定してあります考え方にございまして、変りはないというところを御説明いたしましたわけでございます。そこで現行法の五十条の第七号を特にここにに入れてありますから、そのことを端的に、その考え方の内容として出ておりますから、それを一つの論拠として申し上げたわけでございます。また、ただいま課長から御説明いたしましたように、教育という中に宗教が入るといふ考え方は、現行法も本法案も変りはありません。本法案におきましてはその考え方をとつておるわけでございます。概念としては現行法をそのまま受け継いでとつておるといふことに相なりま

す。ただいま課長から御説明申し上げましたように、宗教法人に關すること、これは宗教法人法によりまして、長に對しまして機関委任事務として法律で規定されております。そこでこの新法案をござんいただきましたと、第二十五、二十六条の規定をここにあげておられますが、第二十三、二十四条は、おのの教育委員会並びに長の職務権限のワケをここで規定しております。そうして二十五条にそれらのことを具体的に執行するにございまして、それだけの法律に基いて行わなければならぬというところを、まあ二十五条にわざわざ規定したわけでございます。そういう関係からいたしまして、この新法ではそれを特に規定する必要はないと、カッコ書きをつけまして、これを除外するといふ必要はないといふふうに考えたのであります。考え方といひましたのは、教育という中に、その概念の中に宗教を含むといふことは、きのうの御説明と何ら変りはないといひません。○湯山勇君 そうすると「教育に關する法人に關すること」という規定の中には、宗教も含んでおる、宗教法人も含まれる、法文の通りにいけば、そうなりますね。○政府委員(緒方信一君) そういうことを申し上げておるわけじゃないま

せん。教育というその意味の中に、宗教という、その一般的には入つておるといふことでございます。私はこの二十三、二十四条にわざわざカッコ書きをして除外をする必要は、この法律の立て方ではなくなったのだといふことを申し上げておるわけでございます。○湯山勇君 ですから、十六号の「教育に關する法人に關すること」といふ言葉の通りにいけば、この言葉の通りにいけば、当然宗教法人も私立学校法人も含まれると、こういうことになりまして、そういうお考えをお持ちになることも、ごもっともだと思ひますけれども、二十三、二十四条の頭に先ほど申し上げましたように、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務」というふうに規定が、限定があるわけでございます。で、その「事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する」といふことになっておりました、この二十三、二十四条の各号の事務には、国の機関委任事務も、それから団体事務も両方書いてございまして、宗教法人の事務は国の機関委任事務と、こう考えられておるわけでございます。それから「法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務」といふ範囲に入るべきものでございまして、そこで現行の宗教法人法や私立学校法によりまして、いわゆる宗教法人または私立学校法人につきましては、この頭の柱の中には含まれてこない、従いまして十六号は当然にそれらのものが実体的には抜けてしまつておると、こういうことでございます。○湯山勇君 その御答弁は承服できません。これは議論じゃなくて、文字の通りに申します。二十三、二十四条の頭書きは、こういうふうになっております。教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に關する事務です。それと、「及び」ですから、それと「法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務で、この二つになつておるの

で、あなたのような説明にすれば、当該地方公共団体が処理する教育に關する事務のうちと、こういうことならば話がわかります。おっしゃる通りです。けれども、この法律は地方公共団体が処理する教育事務は、全部これを教育委員会であるとなつておる。それと別に、法律または政令によるものと、二つですから、あなたのような説明ならば「及び」じゃなくて事務のうちとならなくちゃならない、その通りでしょう。○説明員(木田宏君) 二十三、二十四条の柱は教育委員会が担当いたします事務につきましては、一つは「地方公共団体が処理する教育に關する事務」それからもう一つは、「法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務」といふ二種類の事務をあげてございまして、先の「地方公共団体が処理する教育に關する事務」と申しますのは、いわゆる団体事務といわれておるものでございまして、ところで法人に關します事務は、もともとその団体事務と觀念されておらないのでございまして、法人に關します事務は、一般法人につきましては民法の規定がございまして、特殊法人につきましては、それぞれの特種法規に基く根拠規定がございまして、それを教育委員会が担当いたしましたのは、これは後段の方の「法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務」といふ範疇と考へられておるわけでございます。従いまして、先ほどから繰り返して申し上げておるような建前をとつておるわけでございます。○湯山勇君 まだ間違つておるように思ひますから、こまかくお尋ねいたします。宗教に關することが、あとの規

定か前の規定かというところが問題だと思ひます。そこで二十三条の頭書きの「当該地方公共団体が処理する教育に関する事務」これは一区切りです。これは教育委員会がやらなければなりません。いいですね。そうするとこの教育の中には学術、文化、小さい意味の教育、それから宗教が入っておりま

す。そうすると、これを読みかえれば当該地方公共団体が処理する教育、学術、文化、宗教に関する事務と、これは委員会がやらなければならないこと

になっておる。そこでそれを受けてその内容として教育に関する法人となれば、当然教育に関する法人ですから宗教法人が入ります。その範疇以外に法令その他で権限に属する事務をやる、こうなるので、もう少しまともに法律を讀んでいただきたい。そうすればあなたのような論が出てこないです。

○説明員(木田宏君) 宗教に関する法人の事務が、団体事務として「当該地方公共団体が処理する教育に関する事務」の中に入るのじゃないか、こういう御指摘だと思ひます。さういいます。この団体が処理する事務と申しますのは、本来自治法の規定によりまして普通地方公共団体として処理する事務ということでございます。また、国から委任いたしました事務にいたしまして、これは団体に委任した事務でございます。機関に委任した事務ではないのでございます。ところが宗教法人に關する事務は、都道府県と知事という機関が国の機関委任を受けて処理する機関委任事務なのでござい

ます。ですから宗教法人という具体的な法人に關する事務は、当該地方公共団

体が処理する教育に関する事務と、こういう団体事務の範疇には入ってこない、こういうふうに御説明申し上げておるわけでございします。

○湯山勇君 それでは私立学校法人はどうなりますか。

○説明員(木田宏君) 私立学校法人も同様でございます。ですからこれは団体事務ではございせんので、私立学校法によりまして、私立学校法人に關する事務は知事に機関委任された事務、こういう立て方になっておるわけでございします。

○湯山勇君 それでは先ほどの御答弁とまた食い違つて参るわけですが、現行法においては教育に関する法人という中には、私立学校法人も言葉の定義から言えば宗教法人も入る、こういう説明を昨日までしてこられました。で、きょうお聞きすると、きのう言つたことは間違ひではない、こういうこととです。そこで昨日まではその中に入ると言つてこられたんだから、そうするとその昨日までの御答弁をそのまま肯定していけば「教育に関する法人に關すること」というこの定義の中には、それは入ると、いいですか、そしてしかも、これも教育に関する事務の中に入りま

す。そうすると今のようなお話を、昨日は入れることを肯定しておられるのだし、きょうはまたそうでない、こういう御説明であつて、その間

はなはだしい食い違ひがございします。こういう御答弁では困ります。実施するときに、この前は抜かれておつたのが今度入つておる。今度はこれもやらなくちゃならない。こういうことにな

るわけで、非常にむずかしい問題が

起つて参ります。さらに、それとの間に連において、今あなたは長の職務権限とおつしやつたけれども、長の職務権限に入るのであれば、今度二十四条の中に、教育という概念に宗教が入れ

ば、この中へ入れなければならぬ。今のことを肯定すれば、明らかに「私立学校に關すること」に入つてお

ります。にもかかわらず、宗教に關することとは入れてない。こういう不備ができてくるので、ここを今のようにつくる

えば、今度こちらに穴があく。また、ここをつくるえは、ここに穴があく。どうしたつてこれは率直に認めなければしようがない問題だと思ひます。どう

ですか。

○説明員(木田宏君) 昨日は言葉の定義として、現行の教育委員会法で言います教育、学術、文化の中には宗教も含められておる。その用語の定義は、この法案においてもそのまま踏襲した

というのを御説明申し上げました。そこで先ほど御説明申し上げましたのは、この法案の二十三条の十六号の中に、宗教法人や私立学校法人を具体的に含むかというお尋ねでござい

ます。から、それは二十三条の事務の書き方な

んで、これは用語の定義の問題ではございせん。事務の具体的な規

整の仕方が「法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるもの」機関委任事務であつて、左の各号に掲げる、こういう紋

方をしたから、教育に關する法人と、こう書いてありましても、宗教法人や私立学校法人は入つていないのだとい

うことを御説明申し上げたのでござい

ますので、そのことにつき、ただいま

二十四条の私立学校との關係で御指

摘がございました。二十四条に「私立学校に關すること」と書いてござい

ます。これは、私立学校法人に關することではないのでござい

ます。これは、私立学校法によつて私立学校法人以外の

ことにつきまして団体で關する、団体として關する事務が若干あ

げられておる。そこで、二十四条はその柱の立て方が二十三条と違つ

ております。そこで、二十四条は、次の各号に掲げる教育に關する事務を

管理し、及び執行する。と書いてございします。これは長の団体における長としての立場から、団体事務の中で教育に關するものをだけだけ取り

出すわけ

でございます。従いまして地方公共団

体の長が、このほかに、国の機関委任に

基きまして教育事務を担当する例はま

だございします。たとえば免許法により

まして、私立学校教職員に対する免許

状を出すことも、これは知事の仕事を

ござい

ます。しかしながら、そういう

国の具体的な個々の法律によりまし

て、これは知事がやるんだ、機関委任

としてやるんだ、こういう書き方をい

たしたものにございましては、この二十

四条にはあがなかつたのでございま

す。で、二十三

条は教育委員

会の権限規定

であります。団体事務とそ

れから機関委

任事務と両方

やると、こ

ういう書き

方をいたし

ましたけれ

ども、二十四

条は長の権

限規定では

ございませ

ん。教育委員

会と……、権

限規定では

ないと申し

上げたのは

ちよつと誤

解があるか

もしれませ

んが、(それ

は間違ひで

すよ。と呼

ぶ者あり) 教

育委員会と

長との事務

の分配の規

定でござ

います。自

ら、長の実

体的な権限

は、自

ら、宗教に

關すること

も入れな

くちやなら

ない。それ

を入れる

入れない

というこ

とになると

、今度は

これは権

限規定では

ない。で、

これは権

限規定で

ないと言

つたのは

まづい

からと言

つて、言

い直され

ました

けれども、

とに

かくそういうふうな行き方ではとうていこれはつくりきれません。(参議院法制局長を呼べ。と呼ぶ者あり) 法制局長を呼んでいただきます。

○委員(加賀山之雄君) 法制局第二部長は見えませんが……。

○湯山勇君 いや参議院の法制局長。

○委員(加賀山之雄君) 今呼ぶように手配しました。

○湯山勇君 それまで待ちます。次に、これも昨日途中でとめておりました問題ですけれども、例の助役の教育長兼務の期間です。これは法律の建前からお尋ねいたしますが、関係法の整理というのは、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律を施行するに伴って必要な限度において、この法律のワケを逸脱しないように、この施行に伴って必要な関係法律の規定の整理をしたと、こうちゃんとこの提案理由にも、それから大臣の説明にもあったわけですからその原則が現在この二つの法律の間には守られておるかどうかが、教育行政の組織及び運営に関する法律を施行するために必要な部分だけをこれに規定してあるかどうか、大臣から伺います。その通りならその通り、違ふなら違ふと……。

○国務大臣(清瀬一郎君) その通りであります。それを施行するに、かくのごとく……。

○湯山勇君 はっきり言うて下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたのとおっしゃる通りです。

○湯山勇君 だとすれば、助役の教育長兼任の期間を三十二年の三月まで延ばさなければならぬという規定は、この法律のどこにございますか。昨日の御説明では、この法律とは関係な

く、地方財政の関係だという御答弁がございました。しかし今大臣の御答弁では、この法律を実施する必要なものだけをこれに規定してある、こういう御答弁です。そこで、この法律のどこに助役の教育長兼務の期間を来年度の三月三十一日まで延ばさなければならぬという規定があるか、そのものとなる規定があるか、御説明願いたい。ないです。

○国務大臣(清瀬一郎君) この法律をそのまゝにして施行すれば、助役の兼務はなくなるのです。しかしながら、それが実際にあって都合が悪いところがありますから、そういう規定を設けておるわけで、これはやはり実施に必要な規定であります。

○湯山勇君 大臣は助役の兼務がなくならぬとおっしゃいましたが、なりませぬ。九月の三十日まで助役の兼務は認められます。それ以後、助役を任命しなければならぬ、あるいは市町村において教育委員以外の人を教育長に任命するといふ規定は、これにはありません。あれはおっしゃっていただきたい。これがあって初めて助役の兼任というものが出てくるので、これに九月三十日以降教育委員以外の教育長を置いてよいという規定がなくて、初めて助役の期間延長があるわけですね。

それがなければ、このことは意味をなしません。もしこれがこの整理法の方が主導性を持つということになれば、先ほど大臣がおっしゃった必要などというこの範囲を逸脱して参ります。そこで、九月三十日以降において教育委員以外の教育長が市町村に作られてもよいという規定をこの法律から御指摘願いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) この本法だけではありません。助役の教育長兼任は九月末日でしるいで、十月以後においてはこの間うちから問題になっておるような教育長を作らなければならぬ。ところが、それをそのままやるとは運営上都合が悪いのでありますから、そこで昭和三十一年三月までは本則に反するけれども、助役の兼任は認めるといふ必要が起つたので、やはりこの法律を施行するがために起つた問題であります。

○湯山勇君 その最後の御答弁は、これは一般的、抽象的な御答弁で、なぜそうなったかというところは、大臣みずからお認めになっておるうちに、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、九月三十日以降助役の教育長といふものは出てこない、こうおっしゃっておるのですが、これは間違いございませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この法律だけで、別のこれに助ける法律がなければ、そうなると思います。この組織法、運営法などをやる時分には、よくそういう必要が起つてくるのです。憲法を施行したときもそうです。あのままでの同裁判官がなくなる、やはりものと同じ官職につけるといったようなことは、この法律を施行する場合もできてくるのです。やはりこれは法律施行の必要から生じたものです。

○湯山勇君 この法律では、助役の教育長兼務は九月三十日までしか認められておりません。

○国務大臣(清瀬一郎君) さうです。○湯山勇君 どちらでは認められておるのではなくて、教育長に任命された場合には、それまでやってもいいという規定です。これはよろしいうございませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) はい。

○湯山勇君 だから九月三十日以降、教育長に任命されるという規定がないのです、どこにも……。だからその期間就任してもいいという規定はあっても、教育長に助役を九月三十日以降に任命してもいいという規定がありませんから……この法律にですね、可能性だけあっても実施されない状態です。これは大臣の御答弁の通りを申し上げて、そういうことになりました。

○国務大臣(清瀬一郎君) だいたいこれは言葉のこのようでありまして、九月三十日までにはまず助役が教育長の職務をとっていい、もし助ける方の法律がなかったら、十月一日からは教育長を作るといふ、町村の段階においては互選の互選のようなことにせんから。助役の教育長はあります。しかしながらわが国の地方情勢全体から見ると、それではいきにくいところがある。そこで例外ではあるけれども、しかし本予算年度、今これはマッデしてあるのであります。三月末まではやはり助役をもって、本法である互選の委員から出すところの教育長はやめて、そうはしないで、この年度だけは助役さんにやってもらおうということをつけませんというところ、この予算の執行が工合が悪いこととなる。それで出てきた法律でありますから、これは運営のために必要な法律だと私は考えておる。それだけ単行法にしたらよろしいとおっしゃるのですか。(経過措置で書けばいい)と呼ぶ者あり) そんな必要もなからうと私は考えます。

○湯山勇君 大臣がおっしゃること

は、こういうことなら私は了解できません。市町村の教育長を教育委員以外から選ぶ場合には、全部助役を選ばなければならぬとか、あるいは市町村では助役が必ず教育長を兼ねなくてはならないといふことならば、それはおっしゃることも理由になると思います。しかし、助役の教育長兼務の規定は、助役がもし教育長にされた場合には、という前提がつかなければなりません、助役を教育長にしなければならぬという規定はないわけですから。かりに、いろいろの教育長の仕方があります。その中で、助役が教育長にされた場合には三月三十一日までよろしいという、こういうことであって、助役が必ずしも教育長になるという規定ではありません。そこでされた場合には、大臣がおっしゃる通りに三月三十一日までということはわかりますけれども、それじゃ十月一日以降のその場合のされたと、されるという規定がどこにもないのです。だからされた場合にはそうなりますけれども、されるという場合がないのに、そういうことをきめても無意味であるし、それによつてこの法律はちっとも生きてこない、こういうことになることを申し上げておきます。

○政府委員(橋方信一君) この整理法の関係でございますが、ただ形式的に本法の実施について抵触する部分とか、関連のある部分を整理するといふだけじゃなしに、実質的にもその関連のある部分につきまして整理をいたすことになっております第一條の、附則の第六條での改正によりまして、それからさらにその後段を改めましてここに改

正をいたしておるわけでありませう。この改正によりまして、この整理によりまして、ただいまお話しのような結果が生れてきておるわけでありませう。十六条第三項の規定にもかかわらず、三十二年三月三十一日までの間に限り任命することができ、兼ねることができ、そうしてその場合には、市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会の承認を得て、助役を教育長に任命するものとする。」がように規定しておりますことによりまして、その以降におきます、任命された場合の規定がこれにあると思ひます。

○湯山勇君 これは「規定にかかわらず」という除外規定は、それはちゃんと適用されますが、現行法でどこまでかという、それは九月三十日までのことと。それだつて、やはりこういう除外規定がなければ工合が悪いわけですから、それは肯定するわけですね。おっしゃるところを私は少しも否定いたしません。けれども九月三十日以降に助役を教育長にしてもいいという規定はどこにあるか。

○政府委員(緒方信一君) ただいま申し上げましたこの規定で、十月一日以後も教育長にしていという規定に相なります。

○湯山勇君 そういうことにはなりません。先ほど大臣もお認めになったように、助役の教育長は九月三十日以前に、この法律によれば、本法によれば切れるのだというのをはつきりおっしゃっておるのですよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) これがなかつたらです。

○湯山勇君 本法です。

○政府委員(緒方信一君) そういうこと

とに相なりますので、この第一条の改正を、地方自治法の改正をやつた、かように考へております。

○湯山勇君 そこで最初にお尋ねしたように、この法律を実施するための、いいですか、この法律を実施施行する、この必要限度においてやつておるわけじゃなくて、それ以外にもし今おっしゃつたようなことをすればはみ出して、こういうことになることをお認めにならないければならぬわけですね。そうでなければ、今おっしゃつたことはみな間違ひになつて参ります。これはどうですか。

○政府委員(緒方信一君) 本法実施の関連におきまして、実質的に必要になつた事項につきまして、この整理法の第一条を規定した、かようなこととてございませう。

○矢嶋三義君 ちょっと関連して……逆の側から伺ひますが、現行教育委員会法の中に、助役は教育長になれるという規定はどこに書いてありますか。

○説明員(木田宏君) 附則の七十八条に上つております。それから自治法の附則六条であります。

○矢嶋三義君 そこで私が伺ひのは、現行教育委員会法にこの助役は教育長になれるというこの規定がなければ、今度のこの本法、新法案の中にその規定がなくて、そしてこの整理法のところには、九月三十日だけにしておいて、いや九月三十日になつておるのを、整理法の自治法の改正の部分で三十二年三月三十一日、それで私は納得できると思ふのだけれども、現行法の中に助役が教育長になれるということがあれば、さつち湯山委員が述べられたのとあわせ考へるときに、なぜこの本法

の中の附則か、あるいは附則のところ、教育長として助役は三十二年三月三十一日まで在職することができると、任命することができると、そういうふうになぜ書かないのですか。これは落ちていくと思ふのがね、僕は。

○説明員(木田宏君) 現行法の七十八条は、助役につきましては、教育公務員特例法に規定している任用資格がなくともかまわないという特例規定を規定しておるのでございませうが、これは便宜分けてこの委員会法に入れたというところとございまして、自治法の附則と一緒に書いて悪いというところではないと思ひます。

○矢嶋三義君 いや、自治法に書いて悪いというところは言うていないのだよ。

○湯山勇君 この既報規定は、ただ単に十六条だけの問題ではなくて、たとえば兼職禁止とか、いろいろなものに触れて参ります。助役が兼ねる場合には……。ただ単に十六条だけの除外規定では、助役の教育長というものはそこだけは認められるにしても、兼職禁止で禁じられておるし、あるいは附則の第十一條でも、九月三十日以降は委員以外からは作つてはならないことになつておる。ただ単に従来やつておつた助役の承認の期間を延ばしたというところだけでは、助役も教育長になり得るということだけをやつたので、なるほどそれはそれは認められるにしても、ここまではだめだ、ここまではだめだといふことになれば、どちらが優先するかという問題が起つて参ります。そこで何らかの規定を本法に入れないければ、そのことについては、この関係法の整理だけでは実施できない、

関係法の説明だけならおっしゃる通りだけれども、この二つを並べてみたときに実施できないような状態が起り得る、こういうことがあつた方はおわかりにならないかどうか。

○説明員(木田宏君) 助役が一般的に兼職禁止の職であることは、御指摘の通りでございまして、従ひまして、自治法の附則第六條では「助役は、第六十六條第二項の規定にかかわらず、四十一條第二項の規定にかかわらず、その次に、今度はそれだけではない、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六條第三項にかかわらず」というのを加へまして、この附則六條によつて助役の兼職禁止に對する一般的な例外、教育長になれるというところについての完全な独立の例外規定をここに設けたというわけですね。いまして、他の関係規定との抵触は、附則六條で完全に解決しておるものでございませう。

○湯山勇君 そういうことにはなつていないので、助役が教育長を兼ねるといふことは、従来から引き続き、そのことに關する限りは、新しくここに設けたものではありませう。そこでこの教育長については、今度は地公法の適用を受けます。そうなつてきますと、地公法の除外規定も必要になつてくる。この方が新しくできたのですから、今審議しておる方が新しくできたものですから、従来の慣例がそのまま残つておつたとしても、新しくできた法律でそれを許容する規定がなければならぬはずですよ。

○説明員(木田宏君) 今お話しのごさ

いまして教育長につきまして、地方公務員法の一般職としての規定の適用があるという点は、その通りでございませう。従ひまして、助役が教育長を兼ねました場合には、その兼ねた教育長の職につきましては、地方公務員法の一般職の規定の適用は考えられるわけですね。その間に矛盾抵触はないと思ひます。

○湯山勇君 だいたいありますよ。たとえば政治活動なら政治活動、家へ帰つて選挙運動なら選挙運動をやります。助役としてやつておるのだからいいとか、おれは教育長だからやれないとか、そういう使い分けは一人の人でできるものではないと思ひます。助役として、地方公務員法は勤務時間中だけの規定ではありませう。寝ておるときも、やはり公務員法の適用を受けておるのです。勤務してないときも受けております。あなたの言うように、教育長として勤務しておるときだけ地公法の適用を受ける。助役として勤務しておるときには、地公法の適用を受けない、こういう形式的な論議ではこの問題は解決いたしません。じゃ一体寝ておるときは助役ですか、教育長ですか、それからはつきりしてもらおう、今の問いから。

○説明員(木田宏君) 一般的に特別職と一般職とを兼ねた場合には、そういう問題があり得ることは当然だと考へております。

○湯山勇君 当然だから、これでは困るわけでしょう。今言ひましたように、助役として、教育長のときは地公法の適用を受ける。だけれども、一人の人間だから簡単に使い分けできない。休んでおるときだって、地公法の

適用を受けています。そこで今おっしゃったように、その通りだと、こういうのですから、そうだとすれば、実際はそういう規定があったにしても、それらに対する除外規定がなければ、実際できないわけですね。それを今お認めになったわけですね。だから寝ておるときは助役が教育長か、どっちです。

○説明員(木田宏君) ただいま御指摘のような、実際に職務の事例につきましてそういう重複が考えられるということではございませんけれども、それは任用することができないということではないかと思っております。

○湯山勇君 任用することができても、そういう使い分けができないのだから、結局仕事ができないことなんです。何にもできないことなんです。そこで形式的にそういうのじゃなくて、実質的にあなたが認めになった通り不可能です。その不可能な規定を何とか除外規定を設けておかなければならない。そういう除外規定が必要じゃないかというのですから、必要なら必要、要らないなら要らない、はっきりしてもらいたい。

○説明員(木田宏君) 一般的に二つの職を兼ねまして、そうしてそのそれぞれの職について職務規定が異なっております。一方が職務規定の適用が厳格で、他が寛容であるという場合には、それはその一人の人につきましては、当然重い方の限界をもって日常の勤務というものを施すべきであらう。法律上の建前としてはそう考えざるを得ないものと思ひます。

○湯山勇君 そうすると、今あなたがおっしゃった助役のときは、助役、教育長のときは教育長、こういうことは

言えないわけですね。

○説明員(木田宏君) 私は教育長のポストについての規制は、教育長としての規定の適用がある、こういうことを申し上げたわけでありまして、そこで、それでは日常の勤務についてはどうかというお尋ねがございましたが、職務については助役よりも一般職としての教育長の規制の方がより厳格であります。兼ねた場合には、そのより厳格な方の規制に従わざるを得ない、こうなるであらうということをお答えしたわけでございます。

○湯山勇君 法制局からお見えになりましたからお尋ねしたいと思ひます。それは、順序を立ててお尋ねいたしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その法律の第四条に「人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見を有するものの中から、」その「教育、学術及び文化」を「以下単に教育という。」というふうな規定してあります。そこで、それとあわせて参りまして、二十三条の十六におきまして「教育に関する法人に関すること。」となつておれば、これは先ほどの定義によつて「教育、学術及び文化」に関すること、こういうことになると思ひます。そこで、文部省の説明によれば、さきに述べた教育、つまり教育、学術、文化という中には、宗教も含んでおると、こういうことでございます。

○湯山勇君 そうすれば、十六の「教育に関する法人」という中には、当然宗教法人も含まれておる、あるいは私立学校法人も含まれておる、こう解釈すべきだと思ひますが、御見解いかがでしょうか。

○法制局長(奥野健一君) ただいまお示しのように、第四条において、教育

ということとは、学術及び文化を含めて教育といつておりました、宗教は文化のうちに入ると一応解釈いたされまゝで、いわゆる教育といううちには、宗教も一応は含むと解釈されるというふうになります。従ひまして、二十三条の十六の「教育に関する法人」というその文字だけを見ますと、その教育が宗教もやはり含むのでありますから、宗教法人に関することも表面的にはそこに一応入るといふふうな文字の上からは考えられます。ただ二十三条の頭書きに「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。」と書いておりました。「その権限に属する事務」というのは教育委員会の権限に属する事務と読み込まれますので、しこりして宗教法人に関する事務は宗教法人法によつて知事に委任されておりましたので、教育委員会に権限を属せしめられておらないので、その初めの方の二十三条の頭書きの方からするとその宗教法人に関する事務は除かれるということになると思ひますので、十六号の文字からは一応入るようには見えますが、結局二十三条の頭書きであらうことに解釈すべきではないかと思ひます。

○湯山勇君 そういうことをどこからお聞きになったのか存じませんが、それではその次の二十四条です。二十四条に今の御答弁によつて「長の職務権限」、その中に今の御答弁によれば当然宗教法人は入らなければなりません。なぜかという「次の各号に

掲げる教育に関する事務を管理し」とちゃんとありますから、この教育の中に宗教が入るのであれば、これは「長の職務権限」で教育の中に宗教を含んでおるわけですから「私立学校に関すること。」に入つておるのですから、当然宗教に関することも入るはずでございます。これはいかがでしょうか。

○法制局長(奥野健一君) 宗教法人法によつて知事の権限に属せしめられておる、その点をこの二十四条ではこれを変更するような趣旨ではないかと考えます。

○湯山勇君 答弁が変です。それから、もう一度お尋ねいたします。お尋ねしていることにお答え願ひたいので、二十四条では「次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。」その条文の見出しには「長の職務権限」となつております。そこでこの宗教法人に関することは委任された権限だと今おっしゃいましたが、委任された権限だから「長の職務権限」の中に入りません。当然ここへは教育に関する事務を長は職務権限として管理し、執行するわけですから、教育という定義の中に宗教が入るということになれば、この「長の職務権限」の中には私立学校のほかにも入るのですから、当然宗教のことにも入るということになるのではないのでしょうか。

○法制局長(奥野健一君) ここに書いてないで、この二十四条の中に次の長としての職務権限を全部ここに書いてないではないかというふうに思ひます。

○湯山勇君 そういうことをお尋ねしているのではないので、書いてある、書いてないじゃなくて、その中に入るか

入らないか、実質的にそれをお尋ねしているわけですね。

○法制局長(奥野健一君) 二十四条に掲げられていないのですから……、「入る、入らない」と呼ぶ者あり。それは二十四条では触れていない……。

○湯山勇君 触れられないの問題じゃなくて、局長は先ほどは、その二十三条の十六号で「教育に関する法人」という中には、教育というのが宗教も含むんだから当然宗教法人も入るといふことを御答弁になりました。二十四条では「長の職務権限」と「教育に関する事務を管理し」、「教育に関する事務」ですから、そこで先の十六号で、前条十六号で「教育に関する法人」は宗教法人も入るとおっしゃったんだから、当然「長の職務権限」の中の「教育に関する事務」の中には宗教も入りましようか、こう聞いているのだから、これは入るとお答えになればそれではないのです。

○法制局長(奥野健一君) 「次の各号に掲げる教育に関する事務」という限定があるので、それはここからは漏れていないというふうに解釈すべきではないかと思ひます。

○湯山勇君 ところがです、長は宗教法人のことをやらなければならぬのです。「教育に関する事務」しかも長はそれをやらなくちゃならない。そうするとこれはあげなくちゃならないわけですね。

○法制局長(奥野健一君) 長はお説のように、宗教法人のことをやらなければならぬのであります。それは宗教法人法によつてやるのであります。で、でありますから、ここへ書くことの方が、まあ重複するよりはあります。すが、ここへ書いてもいいのではないか

○秋山長造君 文部大臣はけんか腰になつて速記々々とおっしゃるけれど、速記にはつきり書いてあることでもあなたはお認めにならぬことがこの

聞もあつたじゃないか。そんな大きなことを言いなさんなよ。何もそんなことあなた言つておるのじゃない。あな

たがまたさつき第三者として湯山君の議論を聞いておられて、われわれの議論を聞いておられて、この場に法制局

○長官を呼ぶといふことは、これは当り前のことじゃないですか。

○国務大臣（清瀬一郎君）　だからそれ

を阻止はしませんよ。

○秋山長造君 阻止するようなことを言っておるじゃありませんか。要らぬ

○矢嶋三義君 大臣がそういうことを言へば発言せざるを得ない。第一あな

たはそんなことを発言するときにゃない。法制局長官を呼ばなくてももう事が尽きているという気持があればこそ

ああいう発言をするのでしよう。あなた方は長官を呼んでいるけれどもそんな必要はありませんよ、私が一切責

正を持ちますよ、すべてはわれわれが言ったことで尽きているのだ、呼ぶ必要がないというあなたに気持があるか

りこそああいふ発言になってくるのでしよう。問題は最後の言葉ですよ。湯山委員がこのあなただ方の答弁で満足で

きないので、この法案を国会に出す
 までには法制局とあなた方と十分立法
 作業の段階で打ち合わせることはつき

うしておる。その立法作業についての責任は何と言ったってこれは長官が持つのです、どの法律案について

七

ぬからただそうというのに、大臣の最後の言葉が問題です。政府の責任者はわしである、言うべきことは全部これで尽きておるのだ、これ以上長官呼んで云々というのはあなたの方の過ぎたことだという気があって、ああいう発言になっておる。ともかくああいうときにあなたが発言をする時期じゃないです。それを何か逆襲的な答弁をするのはけしからぬですよ。もう少し謙虚になって陳謝しなさい。取り消しなさい、さっきの、取り消してもらいたい。(取り消しなさいよ)と呼ぶ者あり)

○委員(加賀山之雄君) 御意見に基きまして、委員長はただいま法制局長官の出席をされるように連絡をいたしました。

○秋山長造君 私はい、こういう際に委員長はもう少し文部大臣に対して注意をしていただきたと思うのだ。大体会委員長のすぐそばにおって、委員長は私どもの質問内容についてはいろいろ批評がましいことをおっしゃるけれども、あなたこの委員会始まって以来今日まで文部大臣はいろいろなおことをおっしゃっておる。ときによるといふ人々をばかにしたことをおっしゃる。またときによるとサギをカラスといふふうな、まことにこれは牽強附会なことをさへもこれは平然としておっしゃっておるのです。そういう態度に対して委員長一口くらは注意なさったかどうか。社会党の質問の内容はかりにこたわってですね、あとのことは全部言い散らかしですよ。駄ばらの言いはい、だいたいということにはある。これは委員長やっぱりこの会議を主宰して

いかれる責任者として、政府に対してもう少しきつぱりした態度をとっていただきたい。御見解をお伺いしたいと思ひます。(委員会の権威のために)も……)と呼ぶ者あり)

○委員(加賀山之雄君) 委員長は公平に(何が公平だ)と呼ぶ者あり)この委員会を運営いたしております。(今の言葉で委員長何にも考えないの)と呼ぶ者あり)大臣は大臣の考えで答弁されているものと私は考えております。(そんなことじゃない、答弁要求していない)と呼ぶ者あり)

○湯山勇君 大臣に質問していないのです。少しも大臣に対して質問はしておりません。大臣は議事進行みたいな発言ですよ、あれは。質問に答えたのじゃないはず。大臣どうですか。だれか質問がありましたか、大臣に。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは私が発言を求めたんです。(勝手なことを言うてはいけない)と呼ぶ者あり)しかしながら法制局長官をお呼びになることを阻止する言葉は一言も出しておりません。(全体が阻止する言葉だ)と呼ぶ者あり)しかしながら責任は私がとるのであります。法制局長官は政府内部の長官であります。政府の言うことはこれ尽きておると言つたじゃないか、それはどういう意味か)と呼ぶ者あり)責任を私がとると言つたんです。(政府の言うことはこれで尽きているということを言つたじゃないか)と呼ぶ者あり)政府の言葉……法制局長官を呼ぶことは必要ない(それが問題だと言っている)と呼ぶ者あり)ということを言っているのじゃない。(要らぬことを言うな)と呼ぶ者あり)呼ぶなということとは言わぬ。

責任は僕がとると言っているじゃありませんか。責任は僕が持つのだと、こういうことですよ。

○矢嶋三義君 じゃなげ手を出したのだ。こうやって尽きていると手を出したじゃないか。それを委員長注意せぬのはおかしいですよ。委員長は国会の役員じゃないですか。(おかしいじゃないか)と呼ぶ者あり)

○国務大臣(清瀬一郎君) それは冷静にいきましよう。(冷静はそつちだ。」「何が冷静だ)と呼ぶ者あり)

○湯山勇君 法律の問題ですから、こちらはこれだけ冷静にお聞きしているでしょう政府の方で一向でたらめばかりおっしゃって権限じゃないとかあるとか、いやこれは入っておるとか、きょうは現行法を材料にしておっしゃって、きょうはこの法律にはないと言え、それは二十三条の頭書きだ、頭書きの及びというのはこの中にないといふんじゃないかと、それは長の権限だ、長のところ、これでどうじゃないか、長の権限じゃない……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 矢嶋さん、もう一度文部省の見解を説明いたさせましようか。

○矢嶋三義君 もうあなたは済んだと言ひのだから、文部省の見解は終つたと言ひのじゃないか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 済んだとは言ひませんけれどもね。(言つたよ、手を出して言つたじゃないか、両手を出して)「もう終つたところに聞かなくていいです。大臣が終つたというのですから」と呼ぶ者あり、その他、発言する者多し)……もういいですか。われわれの方の考え方はずっと木田君と緒方君で答えているのですから(委

員長維音が皆人っちゃうじゃないか、速記をとめなくちゃ)と呼ぶ者あり)

○委員(加賀山之雄君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(加賀山之雄君) 速記を始めて。

○湯山勇君 法制局にお尋ねします。それは今の法律の四十七ページの附則の十一條です。この十一條は教育長任命の経過措置になっておりまして、第一項の最後の方で「十六條第三項の規定にかかわらず、市町村委員会は、都道府県委員会の承認を得て、委員以外のできる。こうなっております。これは十六條第三項では委員の中から教育長を選ぶという規定になっておるわけですから、こゝで除外規定を設けてあります。そうしてその第二項においては「前項の規定により任命された教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間在任するものとする。こうなっておりますので、そうすると市町村教育委員会には九月三十日以降において委員以外の教育長というものは存在しないことになる、こうなりますが、いかがでしょう、御見解は。

○法制局長(奥野健一君) 助役に関するものは別にありますが、それ以外はそういうふうになっております。

○湯山勇君 助役に関するものは本法のどこにありますか。

○法制局長(奥野健一君) 本法にはありません。

○湯山勇君 そこでお尋ねしたいのは十六條第三項の除外規定は、この附則の第十條で「前項の規定にかかわらず、」というふうにして委員外の助役を

やつてもよろしい、こういうことになっておりますから、そこであなたが今指摘されようとした関係法の二ページにありますが附則第六條の改正は、当分の間、つまり十六條第三項の規定にかかわらず助役が教育長になっていい、こういうこと、これは助役というのは本来教育長にならないのをこういうふうになるようにしただけのことなんです、そこで、十六條第三項を加え、つまり十六條第三項の規定にかかわらずというのは、当然第十一條第一項、四十八ページの第一行、新しいのができても十六條第三項の規定にかかわらず、委員外から教育長を任命することができ、こゝを受けた条文だと思ひますが、いかがでしょう。

○法制局長(奥野健一君) こちらの施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の方を見ますと、助役の兼任を「昭和三十一年三月三十一日までの間に限り」というふうなことを長くしておきますから、その間はこれが働いてくるというふうに考えます。

○湯山勇君 そうすると、今のいいですが、よく聞いていただきたいのですがね。ただいまおっしゃった関係法の附則第六條ですね、その改正は本法十一條の第一項を受けたものか、第二項を受けたものか、どうなりますか。

○法制局長(奥野健一君) これは十六條の第三項の特例を書いたものだと思います。

○湯山勇君 それは、先ほど申し上げましたように、十六條第三項の特例というのは、附則第十一條に該当するわけ、附則の第十一條第一項はただいまの関係法の整理がなければ、これも助役は兼務できないのです。おわかりに

なりますね。だから、当然第一項を受けてこれが修正された、この修正がなければ第一項は適用できないわけですから、だから、第一項を受けた修正だ、こういうことにはなりませんか。

○矢嶋三義君 法制局長は、参議院の法制局長で、法律の専門家です。だから、あなたの見解は、これは法律を条文化する場合に常識的なものがあるわけですから、こうするのが適当だというあなたの私見を持っているはずですよ。何かというと、これは立案者の意向を聞かない、と。言う。立案者の意向は、立案者に聞くのですから、参議院の法制局長として、専門家としてのあなたの見解を聞かしていただければいいわけですから、立案者に何も遠慮なさることはないと思うのです。立案者の御見解は、立案者に聞きますから。

○法制局長(奥野健一君) この助役に関する義務の規定は、必ずしも十一と対応したものではありません。助役の方は助役の方として別に「三十二年三月三十一日まで」という、まあいわば特別な、十一と必ずしも関連しないものというふうに考えていいものと思います。

○矢嶋三義君 法制局長、私はどうしても納得できません。教育長はどんな人が教育長になれるかということとを本法に書いてある。その本法の中で教育長と助役との関係というのは、第十一一条の一項にはつきり書いてある。これ以外の人はなれないことになっているわけでしょう。そうしてその二項で「昭和三十一年九月三十日まで」ときまわっているわけですよ。本法にはないといっている。いろいろなほかの法律のところでも教育長になれるように

なっているのはおかしいじゃないですか。立法技術上おかしいと思うのです。そういう法律を讀む国民は迷惑しやせんでしょうか。当然このところには何か書いておくべきじゃないですか。

○法制局長(奥野健一君) それは、立法技術としては、あちこち見るといふよりも、そのところに系統的に書いた方がはつきりすると思います。ただ、ちよと地方自治法の附則に「当分の間」とあるところをつかまえて、それを「三十二年三月三十一日」というふうにして動かすために向かうの方へ書いた方が便宜じゃないかということですが、書かれたのではないかと思ひます。が、そこはまあ非常にわかりやすくということであれば、一本に関連する事項をまとめた方がいいんじゃないかと思ひます。

○湯山勇君 今あなたは十一と関係ないということをおっしゃいました。が、附則第十一一条の第一項、これはこの自治法の修正がなければ実施できないと思ひます。助役の教育長というものは実現しないと思ひます。だから、関係法の自治法の修正は、十一の一項を実施するために、そうして十一の一項で助役を教育長にするためには、どうしても十六条三項の規定にかかわらず教育長をこうしなくちゃならない。それからその文章で追加している分は、十一の一項のおしまいと同じです。都道府県委員会の承認を得てこうすると、その委員以外というもののうち八助役を入れた規定です。これは、だから本法とこの整理法との関係は、十一の一項との関係、こうなるわけです。違ひありません。

○法制局長(奥野健一君) 地方自治法の附則では、こちらの地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の十一一条をオーバーして三十二年云々とする。それについてまたその任命方法も別に規定してある。一致一致といひますか、対応する点もありませんが、それ以外の自治法の方ではオーバーして規定してあるものと思ひます。

○湯山勇君 おっしゃる通りでございます。これは今局長は立法技術の問題とおっしゃいましたけれども、実際は助役が九月三十日以降教育長になれるか否か、助役教育長が実現するかしないかという実現にかかっているわけですから、それを一つ頭に置いて御答弁願ひたいと思ひます。もしそうならなければ、なれないということになれば、今の地方の町村の財政は非常に影響を受けますから、そういう実質的な問題を含んであるので、単に立法技術とかそういう問題じゃありませんから。そこでこの関係法の整理の方は助役が三十二年の三月の末まで教育長になることができるという規定だけで済む。なろうがなまいが、それは任命されたときになるわけ、任命されたければそれだけの期間なる必要はありません。ところが本法の十一一条第二項によつて、第一項の規定による委員以外の教育長は九月三十日までには全部やめなくちゃならない、こうなっているわけ、任命された場合には三月の末までに就任することができなければならぬ、こつちではやめなくちゃならないのですから、九月三十日以降委員以外の者から教育長を任命することができ

きるといふ規定がなければ、これはここでこの関係法の方に誤りありませぬけれども、三月三十一日まで延ばすということが無意味になつてくるわけですから、可能性はあるけれども、実際には適用されないということになるわけですから、これはいかがでしょうか。

○法制局長(奥野健一君) それはやはり三十二年三月三十一日までの間は助役を任命ができる……。

○湯山勇君 ということはどこにありますが。

○法制局長(奥野健一君) それはこの一条の一番末項で「市町村教育委員会、都道府県の教育委員会の承認を得て、助役を教育長に任命するものとす」ということ……。

○湯山勇君 するものとするじゃない、することが出来る……。

○法制局長(奥野健一君) 三月三十一日までの間に任命することが出来る、その場合には都道府県の教育委員会の承認を得て任命するというのが一番の末項で現れておると思ひます。

○湯山勇君 助役を教育長に任命する場合にこういう手続をしてこうせよと、この規定は附則の第十一一条第一項です。委員以外の者から教育長を任命する、その委員以外の中にたまたま助役が含まれておったときにはこういう手続をとつてこうしろと、こういうことですね。そこでそういうふうにして任命された者は、当然どんなにがんばつたつて九月三十日でもやめなくちゃなりません。それ以後規定がないのです。

○法制局長(奥野健一君) さういふ規定はどこにございませうか。十月一日以降助役を教育長に任命することができるといふ規定はどこにございませうか。

○矢嶋三義君 岸田部長さんよく知つておるはずだが、局長さん突然だからよく御承知ないと思ひます。明敏なる局長にしては非常に答弁が不明確だと思ひますが、どうなんですか。現行教育委員会法施行下において、助役は教育長になれるというところは現行教育委員会法のどこかに書いてあるわけ、そうして地方自治法にそれが規定されておるわけなんですか。ところが現行法では捨ててしまつておる、全部消してしまつたわけ、そこで今度できた法律ではさつきから指摘しておるように、町村の教育長は教育委員の中から必ず選ばなければならぬと規定した。しかしこの附則のところ、教育委員の中から教育長を選ばなければならぬけれども、特例の場合として教育委員会の外から教育長を選ぶことが出来る。しかしそういう教育長は三十二年九月三十日までしか在任はできない、それ以外は絶対できないといふことを現行法は捨ててしまつて、新しい鉄管をかぶせておるわけ、従つて現行法下にておる自治法の附則の

ところでですね、三十二年三月三十一日
でもっと直して、そうして教育長を
させるという事は、新たにできたこ
の方の本法から言っておかしいです
よ。そこを指摘しておるわけです。だ
からあなたがこれを立法される場
合はどういうふうに表現されますか、
条文化するか、それをお伺いすればは
つきりしてくると思う。

○法制局参事(岸田実君) この本法の
方の附則第十一条と今の整理法の方の
附則第六条との関係を、私局長と同意
見でございますが、一応御説明申し
上げますが、本法の十六條第三項の市
町村委員会の任命の規定に関する特例
といたしまして、この附則の第十一条
というものがあつたわけでございま
す。これはこの法律が公布になりまし
てから、新しい委員会が発足して九月
三十日までの間に教育長が欠員になり
ました場合の暫定措置に関する規定で
ございます。そこでその場合において
は本法の十六條第三項によりまして
は、必ず委員が兼ねなければならぬと
書いてあるけれども、しかしこの暫定
的な期間においては委員以外の者から
教育長を選んでもよろしい、しかし十
月一日以降になりましてならば、本法
が働いてそうして必ず委員を兼ねさせ
なくちゃならないから、従つてこの十
一條の附則、この第二項におきまし
て、その選ばれた人はそこで任期が終
るのだというのを書いてあるのだと
思うのであります。そこでこれで一応
九月三十日までの経過措置はここで完
結しておるわけでございまして、とこ
ろが今度はこちらの整理法の第六條の
ところに参りまして、助役は一般の禁止
規定にかかわらず、それからさらに今

度の本法の十六條第三項の規定にか
わらず、すなわち委員をもって教育長
に兼ねしめるといふ規定にかかわらず
兼務することができ、兼ねることが
できるというところに改めまして、そう
してその兼ねることのできる期間は昭
和三十二年三月三十一日までの間であ
る、こういつておるのであります。さ
ら、従つてこの三月三十一日まで兼ね
ることができるといふ規定によりまし
て、十月一日以降も兼ねることができ
るということが一応法律上現われてお
るわけでございまして。そうしてさら
に、しかし十六條第三項では、その教
育長の任命の規定としては、委員のう
ちから任命すると書いてあります。し
かし、兼ねることができるといふこと
だけでは、十六條第三項が働いてく
るかどうか非常に疑義がある。そこで
この後段で、この場合においては、市
町村の教育委員会は都道府県の教育委
員会の承認を得て助役を任命すること
ができるという規定を、ここに任命の
規定を置いておるわけでございまして。
そうしますと、昭和三十一年三月三十
一日までの間に兼ねることができ、
その助役が教育長を兼ねる場合におい
ては、任命はこういうふうにしてやる
んですと法律に書いてあるのござい
ますから、結局、これはできるとは
書いてありませんけれども、助役が兼
務する場合にこの任命形式をとるの
であるという、まあいわば宣言的な書
き方をしておりますけれどもですね、
この規定の趣旨とするところは、やは
り十月一日以降昭和三十一年三月三十
一日までの間も引き続き助役を兼務す
ることができ、その任命手続は、十六
條第三項の場合と同様に、都道府県の

承認を得てやるんであるという意味が
ここに現われておると思うのでござい
ます。そこでこの立法技術として、そ
れではこういうこの任命するものとす
るという、こういう規定を、従前の教
育委員会の附則にあるがごとく、こ
の年度の法律の附則の方に書いていた
らうじゃないかというふうなことも、立
法技術としてはいろいろございまして。
しかしこういうふうな法律上現われて
参りますればですね、解釈上この附則
第六條の規定が無意味な規定だとは
しても読めないわけです。解釈上はど
うしてもこの規定によりましてですね、
やはり昭和三十一年三月三十一日ま
では助役の兼務は許され、その任命
は、この後段において書かれておるの
であるというふうな解釈せざるを得な
い。ここに任命の規定を入れたのはど
ういうわけで入れたかどうかというこ
とは、私たちが立案者じゃございませ
んから、その点は何とも申し上げよう
がないのですが、解釈としては、そう
なるを得ないのじゃないかというの
が、私たちの解釈でございまして。

○湯山勇君 御解釈はよくわかりまし
た。そこでまた非常に大きい問題が出
てきたのは、現在の自治法の附則第六
條は、これは現行教育委員会法の七十
八條を受けております。それは現行教
育委員会法の第七十八條に「市町村の
教育委員会は、教育公務員特例法第十
六條の規定にかかわらず、当分の間、
その市町村の助役を当該教育委員会の
教育長に任命することができ、」とい
う法律があつて、その法律を受けてこ
の附則第六條が生まれてきておるの
です。だからこの七十八條がなくなれ
ば、この附則第六條があつてもです
ね、附則の第六條で教育長を助役が兼
ねることが認められておつても、七十
八條がなければ、助役教育長は実現し
ません。これを受けてですよ、この七
十八條で教育長に助役がなることがで
きるというのが本法にあるんですか
ら、そこでその場合の規定が自治法に
示されてあるわけですね。「その通り
と呼ぶ者あり」だからこの自治法とは
全く関係法の整理です、純粋な意味に
おいて整理法になつてゐる。その場合
にはこういふことで、当分の間だとかい
うようなことで、極端にいえば七十八
條をここで繰り返した程度です。だか
らそれはそれで正しいと思ふんです。
そこでそういうふうなことを受けた整
理の法律が受けるものもなくなつた
のです。今の御答弁によれば、受け
るものがなくなつて期間だけ書いてい
るわけです。手続は問題ありません。
受けるものがなくなつて期間だけ書い
て果して生きるものか、生きないもの
かどうか、これは私は大いに疑問があ
ると思ひます。そこでもとになる法律
がないのだから、ここで期間だけ延ば
しても、これは適用されないというこ
とになれば空文化して、これがなるほ
どこれを受ける附則第十一条の一項が
ありますから、九月の末日まで有効で
す。この修正も有効です。けれどもそ
れ以降は空文化する、こということにな
るのではないか、こういうことなん
です。

○法制局参事(岸田実君) 従前の七十
八條の規定は、教育公務員特例法第十
六條の規定にかかわらず、教育長を任
命することができ、こう書いてあり
まして、これは従前の教育公務員特例
法第十六條の資格に関する規定、選挙
に関する規定等によらないで任命する
ことができるという特例を置いてい
るわけでございまして。しかしこの七十
八條の規定が、何と申しますか、
助役の任命規定をこれによつて作つた
というよりは、今の特例にかかわ
らず、やめるという趣旨がここに強く現
われてゐるわけでございまして。その意
味で七十八條は、教育公務員特例法の
附則に入れたて置く必要があつたわけ
でございまして、今度の法律によりまし
て、助役の資格に関する規定、あるい
は選挙に関する規定の特例を設ける
必要がないという趣旨で御立案になつ
てゐるようでございます。何らそうい
う規定がないわけでございますから、
当然選挙に関する規定も働くというこ
とになつてゐるわけでございまして。し
かし、そういうことで特にそういう除
外例を設ける必要がなくなつたとい
うと、それが一つあるわけでございま
す。それからこれは感じでございます
が、なぜ附則第六條の方にこの任命の
規定を置いて、本法の附則の方に置か
なかつたかというこの感じございま
すが、本来、本法の十六條では助役
が、本来、本法の十六條では助役が
兼ねるというふうなことは本来考へてお
らない。なるべくそれはもう除外、例
外の例外であるというふうな気が持が相
当に強く働いておられるのじゃないか
と思ふんですが、そこでこの自治法の
附則で兼務することができるといふ規
定のところにですね、そのごく異例の
兼務の場合の任命はこういうふうにし
てやるのだといふことを書くことに
よつて、暫定的でもあるし、当分の間
の本法に対する例外規定をここに設け
るということにされたのではないかと
思ふのでございまして。そこで助役を教

育長に任命することができるといふ規定を本法の附則に書かなければ、ほかの法律で書いても絶対に動かないものかということになりますと、それは法律は双方が関連して解釈すべきものでございまして、必ずしも附則にその規定がなくても、自治法の方にこういう規定があればですね、その規定の存在意義というものはやはり認めざるを得ないので、今いろいろお言葉がございましてけれども、やはり私どもとしては、この附則六条の今度の改正は、本法の附則十一條をオーバーして、十月一日以降に於いても、翌年の三月三十一日までには兼務を当分見ていく、例外的に見ていくのだということになるのではないかと思ふのでござい

ます。

○湯山勇君 それではあなたの御解釈は、では、こういうことになります。もしこの附則の修正を認めるということになったときの母法との関係ですけれども、附則の十一條をござらん願いたいんです。附則の十一條ではですね、第十六条第三項の規定にかかわらず、委員以外、ですから助役も受けておられます。助役も含めて教育長を任命することができると。この任命された教育長は新しい委員によって任命されれば無期限です。いつまでもやれます。九月であるが、十月であるが、十二月であるが、来年の三月であるが、これは場合によれば助役の任期一ぱい、あるいはそれ以上いけるのです、この規定だけで。附則十一條一項によりまして、とにかくこの法律の改正によって公選の委員が全部欠けて、任命による委員ができて、その任命による委員が任命さえすれば都道府

府県教育委員会の承認を得るので、その教育長には任期がないのです。ただ委員が兼ねた場合には、つまり教育委員が兼ねた場合には、たまたま委員の任期がなくなりますから、その委員の任期をもって終了ということになりますけれども、委員以外から教育長が出た場合には、都道府県と同じになりますから、その場合には任期がありません。いつまでもやれるのです。そこでいつまでもやれるのだけれども、ここでそれは三十二年の三月三十一日までとすると、それ以後はたとえ助役教育長の任期があつてもやれないのだ、こういうことになるのです。それはそれで、それは附則のその前の条文をずっとお読みいただければわかります。こういうことになっているのです。公選による、つまり現在在任しておる教育長ですね、これは公選委員が全部なくなる場合と、それから教育長の任期が切れた場合と、それ以外は九月三十日まで在任するわけですから、現在在任しておるものは、それから現在在任しておる場合、それから途中で今のように教育長が変つた場合は、この法律によつて、市町村の場合は、県教育委員会の承認を得て任命します。県教育委員会であれば、文部大臣の承認を経て任命します。その文部大臣の承認を受け、県教育委員会の承認を受けたものにはやめる期間はありません。任期はないのです。これにも問題があるのです。これはどういふことかと申しますと、今にも任期の切れそうな都道府県の教育長を、公選委員が三月までだからかわいそうだからというので一日やめさせておいて、それから文部省の承認手続をとれば、その教育長は任期はいつ

までも続きます。こういう欠点がありますけれども、それはそれとして、この附則十一條によつて任命された教育長は、助役だろが、何だろが任期がないのです。いつまでもいけるのです。そこでその期限はこうだということならそれはわかります。けれども、それについては、附則の第二項によつて、九月三十日までだと規定してあるのです。その教育長に関する規定が二つあるわけです。一つは三月まで、一つは九月、二つあるわけで、これで九月と切つてある以上、これはしようがないじゃないか、こういうことなんです。ですから、こういうことがなくても、十一條の第一項だけによつて、助役教育長はいつまでもあるのですから、ここで新たに助役が教育長になれるというのを規定しなくていいわけです。

○法制局参事(岸田実君) 十一條の第一項によつて任命された教育長は、第二項によりまして、前項の規定により任命された教育長は「九月三十日まで在任するものとする」と規定されておられますから、第一項の規定によつて任命された者が助役であるうと、そのほかの者であるうと、第二項の規定の、この頭のところの規定によりまして、どうしてもこれは九月三十日までを暫定的な任期として任命されるものと解釈せざるを得ないと思ひます。そこでこの暫定的な期間の間に任命された、かりに助役が任命されたといひましたとしても、この規定によりまして、どうしてもそれは九月三十日まで一応切れてしまふというふう

に思われるのでございしますが、それが今度は整理法の方で、自治法附則第六

条によりまして、昭和三十三年三月三十一日までの間兼ねることができると、この場合においては、教育長は市町村教育委員会が任命するのである。すなわち十一條の第一項の任命の規定以外に、さらに附則第六條の後段で任命の規定を設けているのでございまして、一応九月三十日まで助役の任期が切れましたといひましたとしても、その後また附則六條の方の規定によりまして任命することができるといふふうにはなりませんか、こういうふうに思ひます。

○湯山勇君 そういふふうな解釈をしますと、この附則六條というものは、この通りいきますと、本法十六條第三項の規定にかかわらず、三十二年三月三十一日までにはやれるわけですから、その十一日までにはやれるわけですから、その十一日までは助役教育長というものは任命されても、七月に任命されようが、八月に任命されようが、この附則だけからいけば、いつまでも、どこで任命されても、とにかく三月三十一日までであり得ると、こういうことになりますね。つまり八月に任命されてもですよ、こういう手続をとつて任命されるわけですから、手続はおっしゃる通りの手続で任命される、それから期限は三十二年三月三十一日までとなっているわけですから、七月に任命されようが、八月に任命されようが、この手続で任命された以上は、この十六條第三項の規定にかかわらず、この手続をとつて任命された助役教育長は来年の三月三十一日まで任期があるわけなんです、こういうことになるでしょう。

○法制局参事(岸田実君) ただいまの御質問は、実は私もその点までは深く調べておりませんが、ちよつとはつきり今確信をもつてお答えができないのでございしますが、助役の兼務の場合につきまして、附則第十一條と全然無関係に、自治法の附則第六條のこちらの任命の規定によつて任命するということになりますと、あるいは御趣旨のようになつて、公布の日以後に任命したものが三月三十一日まで続くというふうにもとれるような感じもいたしますし、それからこの暫定期間中は、何分従前の公選委員が構成している委員会を暫定的に新法の市町村委員会として

いるのでございまして、従つてその委員が選ぶ委員以外の教育長は一応九月三十日までで切つてしまふ、そうして十月一日以降新法によつて新しくできた委員によつて、さらにその後の教育長を助役にするか、あるいは委員以外の委員から兼ねることにするかというのを判断させる必要があるという点を強く解釈すれば、十一條の方の任命で暫定的な期間助役の兼務をさせて、一応切つて、新委員会ができたときに、助役の兼務をさらに三月三十一日まで続けるか、ないしは委員が兼ねていくかということとを判断するといふふうにするということになるのか、この法律の立法の趣旨によつて、その点がいずれかに解釈される余地があるんじゃないかと思ふのでございすけれども、もう少し研究していただきたいと思ひます。

○湯山勇君 それは御研究していただくと、これは附則第六條は本法をそのまま受けておるのではなくて、附則の第六條には独自の権限がある、独自の効果を持つておる、この解釈しなければ

ば、さつきいったような助役の兼務というものは出てこないわけですから、独自の権限を認めておるわけですが、こういう手続で、それからこういうふうにして任命された教育長は、本法と関係なく、本法にはそういう要素はないわけですから、本法と関係なく三月三十一日まで在任することができるといふことにしなければ、本法との関連において考える場合には、十月一日以降は存在しない、こういうことになるので、あなた方も、それはこの法律にはこういう手続で、そしてこういうふうにして任命されたものは、本法の規定にかんがわらず、これは三月三十一日まで在任することができると、こうおっしゃったわけですから、そこでおいては、三月三十一日までの期間においてはこの手続を踏まれた助役に関する限りは、そのまますと続けてやれるということか言えないので、もしそれを否定されれば、十月一日以降の教育長というものは存在しない、こういうことになると思ふのです。いかがでしょう。当然の理屈ですよ。

○法制局参事(岸田実君) 附則六条のこの任命の規定は、一応附則十一條の暫定的任命の規定と別個の規定でございますから、ただいまおっしゃいましたように、附則六条の方の任命によりまして、引き続き三十二年の三月三十一日までの任期の任命ができるのではないかと感じがいいたします。

○湯山勇君 感じじゃなくて、そうならそうとはつきりおっしゃっていただきたいのです。今もう感じというような段階ではなくして、これを読んでどう判断するかという段階ですから、一つ現在のところそうだと、いかがですか。

か。これぜひ御答弁願いたいと思ふのですがね。大事なところですから。この附則六条に独自の権限を認めなければ、もうそれは問題になりません。この改正全体が、法律の権限を認めるか認めないかということが問題の焦点です。認めるか認めないかということに議論になるから、具体的な例として申し上げたわけで、もしそれがあやふやなら、あなた方が今までおっしゃったことは全部ろそなんです、極端な言い方をすれば。そこで今私が言ったようなことは、そうならそうと、違うなら違うと、言っていただかなければ、先ほどの御答弁も皆そういう感じになつてしまふ。

○法制局参事(岸田実君) 自治法の附則六条のこの任命の規定は、やはり独自の任命の規定をしたものであろうと存じます。

○湯山勇君 そこでただいま申し上げましたように、こういう規定、手続によつて承認された教育長というものは、任命の時期にかんがわらず、これは独立の文章ですから、任命の時期にかんがわらず、これは三月三十一日までには在任できると、こういうことになりまふ。

○法制局参事(岸田実君) さようだろうと思ひます。

○湯山勇君 これで明確になりましたように、現に在任している教育長も助役の場合はよろしうございませうか、現に在任している教育長も、あるいは経過措置の間において任命された助役教育長も、全部これはもう三月三十一日までは必ずやれるということが明確になりました。ところが昨日緒方局長の御答弁は、一応やめるのだ、九月三

十日で任期が切れてやめるのだということをおっしゃつて、明確に十月一日からまた任命しかえるという答弁をしておられます。これは附則十一條の問題についてですけれども、あるいは現に在任しているもの、そういうものについてこれ独立で働くのですから、そういうことになるわけなんです、昨日の答弁と矛盾して参ります。このことを指摘します。きのうそういうことだ、そのことだけ、まずそう言つたか言わないか。それからですよ。

○説明員(木田宏君) 昨日は、現に在任している助役がいつまでずっと在任したままでおられるかという点につきましては、現に在任している助役は九月三十日までで、一応切れるということをお申し上げしました。しかしこの法律公布の後、新たに兼任できることにな

る助役につきましては、それは附則六条の規定によりまして、三月三十一日まで在任することができるとは当然でございます。

○湯山勇君 あなたはそういう説を述べては困ります。私が尋ねたのは、そんなこと聞いたのではないのです。附則十一條の第一項の手続によつて任命された教育長はいつやめるのかと言つたら、九月の三十日とおっしゃつたのです。間違いないでしよう。そういうことを言つて困ります。私が昨日から尋ねている焦点はそこなんだから、焦点をはずしてそういうところへ飛ばしては困ります。そんなこと聞いていなかったのだ。

○説明員(木田宏君) 昨日お答え申し上げましたのは、ただいま私が申し上げたと同様の意味をお答えしたものと私は考えております。もしそうでなく

て、今御指摘のように十一條によつて任命されたものだという御説明があつたわけでございますが、この十一條によつて任命されたものという点でござることでござりましたならば、やはり十一條の二項によつて、九月三十日までという規定は働くわけでございます。しかしながら助役の兼任につきましては、同時に自治法の附則六条の改正規定が、公布の日以後働くこととござりますから、どちらの規定によつて選任されるかという点になれば、附則六条の規定の適用によつて、助役の新たな任命行為がこの法律施行後行われるものと考へます。しかしそれは附則十一條によつて、この法律施行後新たに任命された助役ではないことになると思ひます。

○湯山勇君 現に在任しておる方が、していながら、自治法の改正は、本法のワークをのみ出た改正ですから、こういう手続がとられさへすれば、現に在任している者があつてもこの人を教育長にしようと思つて……、公布になりさえすればすべて手続できるのですから、その手続によつて任命された者は、いつどうなるかがみなそうなるわけで、あなたの言うような論法は出て参りません。それからきのうの焦点は、あなたはばやかしや困るので、私が尋ねたのは、現に在任しておる教育長がどうなるかと、こうなるかというのを聞いておつたんであります。せん。こういうふうになつて助役の教育長ができて、委員会が助役の教育長を任命しても、その助役教育長は、これは九月三十日で切れるんじゃないかと、それ以後は存在しないんじゃないかといつたら、それは一応は切れ

ますと、けれどもまた新たに任命できると、こういう答弁をしているんです。間違いないでしよう。それを一項によつてできたものをどうとかというのじゃなくて、一般的に、いいですか、助役の教育長というものは九月三十日で切れるんじゃないかといえ、それは切れるけれども、しかし自治法によつて、十月一日からこうなるんだと、こういう御判断で、現に在任しておる方がどうなるが、そんなことは問題じゃありません。ところが今の法制局の御見解では、この手続さえとられれば、公布以後においてこの手続さえとられれば、九月の三十日で切れるということはないと、こういうこととです。だからどうであらうが、この点に關しては、昨日の御答弁と、今日の法制局の御見解とは違つておる。事実です。これだけ指摘してこの問題一応終ります。

○説明員(木田宏君) 昨日お答えいたしましたのは、助役であらうとそうでなかつたら、現にこの法律施行の際に、現に教育長を兼ねておる者については、九月三十日までであるということとを御説明いたしました。ですからその点については、助役も同様にこの法律施行の際、現に助役で教育長を兼ねておる者は、一応九月三十日で切れますという御答弁を申し上げました。

それから附則十一條の第一項の規定によつて任命された者は、その二項の規定によりまして、九月三十日までの間というものは明らかでございます。食い違つておらないと私は思ひます。

○湯山勇君 あなたが答えたんではなくて、緒方局長が答へになったことで

すから、あなたはとやかく言わなくていいと思います。尋ねたのは、私ちゃんと書いてありますから、読んでみまうから、尋ねた要旨はどういうことかという、十六条に關係して、助役教育長というのは困るじゃないかと、矢嶋委員は、そういうことは教育監視だといふことを質問したんです。そのときにそれと関連して、自治法附則第六條の改正、これは助役を三十二年三月三十一日までとしておるが、その理由は何かという、これは財政上の理由だと、そこでそうであれば、本法附則第十一条では、九月三十日になつておる、この本法附則第十一条の助役というものは、現在に在任しておる助役じゃありませんよ。いいですか、あなたは現在に在任していると言いましたけれども、本法の第十一条は、現在に在任しておる者じゃないんです。(その通り)と呼ぶ者あり。そこでその者は九月三十日に切れるか——在任している者は九月三十日に切れるかというところはわかつておられます。これは切れるかという、それは切れますと、はっきりおっしゃった。ですから、あなたは今そういうごまかしをここでやらないで、事実を率直に認めればいいのです。そしてまた任命するんだと言われから、その任命する根拠の法律はどこにあるかという、この自治法だ、と、ところがこの自治法というのは、今おっしゃったように、これはそういうことの規定ではないのだと、十月一日とか、九月の三十日とか、七月といふのではなくて、この手続を踏みさえすればそれでいい、そうすると十一條の第一項にも同じ手続を踏んでいるんですから、当然その中に入ると、こう

いうことになつたわけなんです。
○政府委員(緒方一君) 私きのうお答えいたしましたのは、第十條の關係で、現在に在任する教育長につきましてお答えしたように記憶しております。
○湯山勇君 違ひのようです。速記も調べなければなりませんし、けさはお尋ねしたときの答弁も同じような意味のことを言っておられるのです。やめやめめということは別にして、ともかく十月任命するということをおっしゃっておるんです。ですからこれは十月になつて任命するということは、九月にやめるといふ前提ですから、これはもうその以外にとれません。それで、もしですね、今のうちにこのどちらの解釈が正しいかどうかによつて、実質は十月以降教育長が存在するかしないかの問題になつてきます。(その通り)と呼ぶ者あり。することができなから、自治法ではワクはあつたけれども、実際はできないという事態が起るわけなので、このことをきのうからお尋ねしておるわけですから、これは重要な問題です。それから先ほどの問題もこれもやはり重要な問題だし、また私はこういう観点から、ただ単に字句だけではないで、ただしたい問題が幾つかあります。用意しております。
○矢嶋三義君 議事進行。先刻から湯山委員から質疑が行われたわけですが、政府委員も法制局長官の出席はない。また従つて政府委員の答弁も適正を欠いて、質問者湯山委員の答弁を十分尽されていないようでありまして、ここで時間一時でありまして、ここですぐ、休職にいたしまして、午後再開、午前中の質疑を法制局長官出席の

上、さらに文部当局も検討されて質疑を継続されるよう、さように本委員会と運営を取り運んでいただきたいことを提案いたします。
○委員(加賀山之雄君) ただいまの議事進行に対する発言に対して御異議ありませんか。(異議なし)「委員長」と呼ぶ者あり。
○田中啓一君 ここで御休憩になるのについては異議ありませんが、けさはどの理事会のときのお取りきめのよう、に、ただちに理事会を開きになることをお願いいたします。
○矢嶋三義君 それは理事会は時刻でも、晩でもいつでも開くのはけっこうです。われわれも応じますが、今の質疑は継続中なんだ。(その通り)と呼ぶ者あり。継続中、これは解明されてない。これが解明されないで、途中で理事会を開いて何のかんのかというものは、これは質疑者の質疑権を封殺するもので了承できません。これは法制局長官がここにこなかったことは、何も質問者湯山委員の悪いことではなく、政府側がおいでにならなかったのだから、早急に午後出席いただきたい、そうしてこの問題の解明ができて、あとで何か理事会を開いて相談しようというならそのときであつて、いやしくも質疑を持つていふ委員が質疑をした、政府側の答弁が不十分で、しかも委員会の運営を要するなといふことは、とんでもないことだ。
○秋山長造君 私は、ただいまの矢嶋委員の提案に賛成です。もう時間も時問だし、それから理事会を開くといふことはきまつておることなので、午後開、委員会の再開前に理事会を開くとい

うことになつておるんですから、これはその通りおやりになつてけつこうだと思ふのです。ただ、ただいまの田中さんの御発言を聞きまして、さうね、何かいつもとは違ふこの雰囲気のもとに御発言をされておるんですが、何か特殊なおつもりでもあつて、そういう御発言をなさるのではないかと、いろいろに私考をざるを得ないのですが、一つこの際は、あつたにいたしまの矢嶋委員の御発言通り休憩にされて、そうして飯でも食つて午後開の委員会の再開前に、約束通り理事会を開きになつて御相談願ひ、こういうことになつたらどうでしょうか。
○田中啓一君 今の質疑の続きを必ずやると、そういうことはこの際約束できません。(そんなばかな話があるか)と呼ぶ者あり。それはあなたの方の御意見です。御意見は御意見でけっこうであります。私の方はそれで賛成をしてこの際休憩するのはなく、委員長が本委員会開会の冒頭にお話しになつた通り、ここで休憩をして理事会を開くことにいたしたいと思ひます。
○荒木正三郎君 ただいまの湯山委員の質問に対して、委員長は先ほど法制局長官の出席を求めるように措置されたはずであります。従つて午後の委員会は法制局長官の出席を求めて、この質疑を行うといふことは当然の措置であります。それを認める認めないという問題ではなしに、当然なことである。だからこの際、委員長はこういう問題について諸る必要はないのであつて、委員長の責任として、このことはおきめになつて、そうして休憩せらるべきである、かように思ひます。

○田中啓一君 それは社会党の御希望として伺つておきますけれども、私どもはあくまで……(「当り前だよ」)「むちゃなことを言うな」(速記をとめたらどうです)と呼ぶ者あり。
○委員長(加賀山之雄君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(加賀山之雄君) 速記を始め。
午前中の委員会を休憩いたします。
午後一時十五分休憩
午後六時五十分開会
○委員長(加賀山之雄君) 休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。
○荒木正三郎君 私はこの際、委員長に要請したいことがございます。それは昭和三十一年五月二十二日全国都道府県教育委員会協議会の総会が開かれました。この総会においてきつめて重大な決議が行われております。私は皆さんにも御承知いただくために、非常に短かいものでありますから、この決議を讀ましていただきたいと思ひます。
新教委法案は全國民大衆の猛反対にも拘らず、与党に於ては無暴にも一挙に国会を通過せしめんとしている。真に憤慨に堪へない。
われらは公選委員なるが故に、新法のもとに任命委員として現職に要如たることを潔しとしない。本日本協議会は緊急総会を開催し、法案の国会を通過した場合公布の日を期して総辭職を執行し、國民の負託をうけたる責任を果さんとするものであることを確認する。
右決議する。

念というものは、今の社会通念に二つあるとか、そういうものではありませうから、現在使っておる学術という言葉は、どの法律に表わしても、大体同じような通念を持つておるし、あるいは文化なら文化という言葉は、いろいろ定義をすればむずかしいかもしれませうけれども、その含んでおる内容といふものは大体どの法律も一致しておると、こういうふうに解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(林修三君) これは社会通念もございませうけれども、法律に使う場合には、おのおのその法律の目的とか、あるいはその法律の実現せんとする趣旨といふものと相応して言葉を使うわけでありまして、場合によりましては、言葉の社会通念として使われます場合にも、広い意味もあれば狭い意味もあるわけでありまして、法律によりまして、多少そこにニュアンスの違いが出てくるというところは、これはやむを得ないと思つたわけでありまして、ただその場合でも、適用範囲等について厳密な規定を要する場合に、また定義をいたしますけれども、それほど厳密な規定を要しない場合には、法律の目的とか趣旨と相応して解釈し得る範囲においては、多少言葉の意味に社会通念上言葉の使われる意味の狭い場合も広い場合もありまして、大体そのまゝ使う場合が多いのであります。

○湯山勇君 そこで今の御答弁は了解できるわけですが、たとえばこの四条にありますが、たゞ教育という言葉に広い意味に使う、この法律だけで特にこういう意味に使うのだという場合には、当然その法律に断り書きがある

べきだ、そこでニュアンスといふのは、これは本質的な違いではなくして、あるいは大きい違いではなくして、ごくその取り方といったような、色合いといったようなものであるから、それがその本質的な差異とかあるいは著しい相違とかいふものを含まないものだと、こういうふうな把握いたしまして、次のお尋ねに移りたいと思ひます。

今のような考え方から参りますと、五十二条の文部大臣の行う措置要求、これははっきり教育本来の目的達成を阻害してゐるものがあると思はれるとき、あるいは教育に関するもの、このういふふうに限られて文部大臣の措置要求が認められております。そこで文部大臣が措置要求のできる範囲といふのは、教育に関するものでございまして、当然本法第四条の規定による教育、学術、文化、この範囲内のことであるといふように解釈するのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○政府委員(林修三君) 第四条には今御指摘の通りに「教育、学術及び文化(以下単に教育といふ。)」と略称で使うようにしておりますが、従いまして、このあとで出てくる教育という言葉は、この、大体においてこの規定をそのまゝ受けておるものと、かように考えていいものと存するわけでありまして、あるいは私も全部厳密に検討した上で申し上げるべきかもしれませんが、その条文の論理からいって、多少これより狭くなる場合もあり得るかもしれませんが、しかしその言葉で定義していつところから言へば、今おっしゃる通りだと思ひます。

○湯山勇君 ちょっとお尋ねしておき

たいのは、私もその点若干気になるのですが、この法律の論理から言つて若干狭くなるという意味は、長官の方はどの点をおさしになつておられるのでしょうか。

○政府委員(林修三君) 私はただ抽象的に申し上げただけでありまして、この条文を一つ読んでいた場合に、その本来の文字とか、あるいは文章の使い方からいって、そこまで書いて、実際上含む余地のないという場合も、場合としてはあり得るかもしれませんが、そういう意味でございませう。

○湯山勇君 大へんはつきりお答えいただいたのでよくわかりました。そこでこの教育に関するものについてというわけでございまして、先ほどお尋ね申し上げましたようにこれは社会通念による教育、社会通念による学術、社会通念による文化、こういうものに對して措置要求がなされるのであつて、特に本法が教育の組織運営でございまして、宗教は措置要求の対象にはならない、この判断するのが社会通念からいって当然だと思ひますが、これについての御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) この点につきましては、前にあるいは政府委員からもお答えいたしておると思ひますが、この法案を立案するにつきましては、従来の教育委員会法等の関係もございまして、文化という言葉の中に宗教という觀念も入れて考えておるわけでございます。このことは必ずしも私は社会通念と反するものじゃないと、かように考えております。

○湯山勇君 さつきいたした御答弁では、それぞれの用語というのは社会

通念を中心にしてやつておるのだ、だからニュアンスの相違はあつても若干大きな相違はない、それぞれの言葉には、そこで通常分ける場合には、学問、あるいは教育、あるいは文化とか、このういふふうにならざる場合に、これはこれと並べて宗教といふのをいふ場合が普通だと思ひます、通念的には、だから長官が最初私がお尋ねしたときに例示された中にも、文化といふのはいろいろあるけれども、その中にはこういうものと、こういうものと、こういうものがあるとお例示された中にも宗教が入つておりました。

○政府委員(林修三君) その点につきましては、実は初めにも私そのことに對しては意識して実はお答えしたつもりでございまして、文化という言葉は、実際にこれは社会通念から申しまして、いろいろな意味に使われておる言葉でございまして、私の申し上げましたつもりでは、社会生活において、あるいは文明の発達上役立つような思想、芸術、あるいは学問、そういう面におけるいろいろな事柄を含むものだらうと思つた、この申し上げました。宗教といふものも、思想といふ觀念に私は実は入れて申し上げたつもりでございます。で普通教育、学術、文化と並べた場合には、宗教といふ觀念は入れて私はそれはおかしいものじゃない。また入る、觀念として普通使われているのじゃないかと、かように考えておるわけでありまして、もちろん宗教とい

う言葉を取り除いて別に特掲すること、もちろんこれは私はできることと思ひます。その場合にはもちろんその文化とは多少違つた意味で使つたということになりまして、あるいはまた、たとえば教育という言葉、学術といふ言葉もある場合によつては重複しようと思ひます。教育の中で、普通使われる場合には教育は学校教育だけをさす場合もございませう。社会教育を含める場合もございませうし、これはおのおのその言葉の使い方、法律との関連等においてこれは社会通念上解決すべきだ、かように私は考える次第であります。

○矢嶋三義君 その点ですが、さつき長官はこの教育本来の目的達成を阻害して云々といふ、この教育は狭まる場合も考えられると答弁されたのです。それを宗教まで含ませるといふことになれば、ずいぶん反対に拡大されることが相なりはしませんか。それと今、文化といふ中に宗教を含ませて云々と言われますが、この文部省設置法の中には、この第五条を見ればわかりますが、教育、学術、文化、宗教といふのは、個々別々に違つて活字を用いていまして、たとえばこの第五条の第十二項には「教育(学校教育及び社会教育をいふ。以下同じ。)、学術及び文化」とこう書いてある。それから第十三項に参りますと、「教育、学術、文化及び宗教」かように、それから第十四項に参りますと、「教育、学術、文化又は宗教」さらに今度は第二十項に「教育、学術、文化及び文化」これははつきりと区別して使われております。この文部省設置法によりまして、そうすると、この方ではさつき湯山委

員は、さつきいたした御答弁では、それぞれの用語というのは社会通念を中心にしてやつておるのだ、だからニュアンスの相違はあつても若干大きな相違はない、それぞれの言葉には、そこで通常分ける場合には、学問、あるいは教育、あるいは文化とか、このういふふうにならざる場合に、これはこれと並べて宗教といふのをいふ場合が普通だと思ひます、通念的には、だから長官が最初私がお尋ねしたときに例示された中にも、文化といふのはいろいろあるけれども、その中にはこういうものと、こういうものと、こういうものがあるとお例示された中にも宗教が入つておりました。

員が指摘されたように、第四条で教育というものはつきり「教育、学術及び文化」と規定してあるのだから、従って第五十二条のこの教育というものは第四条を受けて宗教を含んでいない。そういうふうに解釈して初めてこの文部省設置法との、文部省設置法に書かれてある教育、学術、文化、宗教というのと一致するわけで、それをここに宗教を含めていっていることはどうも第四条と第五十二条の関係からいっても、または文部省設置法との関係からいっても用語の使い方がためて理解しかねるのですが、どういふふうにそれを説明いたしますか。

○政府委員(林修三君) 先ほど私が第五十二条の関係は同じ上げましたのは、第四条で定義したところを受けておると、しかしこの第五十二条について特に申し上げたわけではございませんので、この法律の中で、あるいはその条の論議からいって、第四条では教育、学術、文化ということになっておるのでありますけれども、論議からいってもそういうことが全然適用のない範囲のものもあるかもしれない。こういうことを申し上げただけでありまして、従いまして、その点はそれで御了承を願いたいと思います。

それからこの文化という言葉に宗教が入るか入らぬかということでございますが、先ほどから申し上げましたように、文化という言葉は社会通念上宗教という観念を含めての観念だと私は思っております。現在の教育委員会法も大体そういう考え方の下にできておると思ひます。で、今実は文部省設置法を、例示をおあげになりました。確かに文化と宗教とを対照させて書いてご

ざいます。これはやはり私はこの文部省設置法の規定の趣旨から申しまして、御承知のように文部省設置法におきましては、宗教関係の事務の所属する部局、それから文化関係の事務の所属するいわゆるそれ以外の文化関係の文化財ということの、あるいは文化関係の事務の所属する部局が多少区別されている。そういうところから私は文部省設置法ではこのように規定してあるものと、かように考えております。

○湯山勇君 今矢嶋委員に対する長官の御答弁は、文部省の職務内容あるいは権限等にお触れになりましたので、実質的な面から一応お尋ねいたします。それはこの教育というものの定義の中に宗教を含むか含まないかは、これはあなたの御答弁によれば、そのときそのときの解釈任意のようでございます。そこでこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律案で特に文化というものの中に宗教を含まなければならぬと、宗教を含めて解釈しなければならぬという実質的な理由はどこにございませうか。むしろ逆に文部省設置法の方こそ文部省は宗教にも関係するし、宗教の事務にも当るわけですから、宗教を含めた教育というものがあってもいい。しかし本法では、あるいは前の教育委員会法におきまして、宗教をこの中に含まなければならぬという要請はほとんどないと思ひますが。にもかかわらず宗教を含めた教育だというように定義づけなければならぬ理由はどこにあるか、それを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) 先ほどから申し上げました通りに、文化という言葉はただ使った場合には私は宗教というものの観念を含み得るものと、かように思うというものを申し上げたわけでございます。文部省設置法のごとき特に文化と宗教とを並べて書けば、その場合にはもちろん文化という言葉は宗教を含まないというところに相なるかと思ひます。そういう意味で申し上げたわけでございます。普通ただ使えば私は含み得るか、かように考えたいことを申し上げたのでござい

ます。

○湯山勇君 文部省設置法と同じような定義に立ちまして、文部省設置法という教育、学術、文化、これを教育ということに規定した場合には、この法律ではどこに不都合ができてくるか、それをお伺いしたいのです。

○政府委員(林修三君) 特別に法律的に不都合というものはあるのではないかと存じません。存じませんけれども、これは従来の前身から見ますと、教育委員会法も大体そういう規定の書き方をやっておりますし、また先ほどから申し上げます通りに、文化という観念で特に宗教というものを除かない限り、私は含み得る観念だと考へまして特に支障はないものと、かように考えたわけでございます。

○湯山勇君 御答弁了解できません。それはですね、文化という言葉の使い方はこの設置法と委員会法とで違っております。現在審議中の法案とでは違っております。そこでどちらを使うかはこれは自由です。その自由を選択する場合に、この法律には、現在審議しておる法律の中には文化の中に宗教を含む必要はないかもしれないという御答弁でございます。ないかも知れないじゃないか、もしあればその点を明示していただきたいと思ひますが、私の見たところでは宗教を含まなければ都合が悪いというふうにとれる条文はどこにもございせん、この中には……。そこで、そうだとすれば、自由にとれる場合には不都合のないように、誤解のないように質問あるいは文化、教育、にそういうものの最も適切な用語を使うのが普通だと思ひますけれども、その点について長官はどうお考えになるか、御答弁願ひたい。

○政府委員(緒方信一君) 本法の二十三条でございまして、ここに教育委員会の職務権限を規定いたしております。で、きよりの午前中にも御議論が出ました十六条でございましてけれども、教育に関する法人に關すること、これは現行法の、いわゆる旧法にもこれと対応する規定が見受けられますが、旧法におきましては、これにカッパがございまして、宗教法人に關する事務を特に除いたと申しますことは、教育という観念の中に宗教を含めておることは一つの例示もできるといふことを昨日も実はお答えいたしましたわけでございまして、これと同じ観念をこの新法にも引いてきているというのをききよう午前中に御説明申し上げたわけでございまして。そこで現在の教育委員会が所管いたします宗教の關係の事務でございまして、宗教法人はこれは午前中に御説明申し上げましたように、長に對しする機関委任事務でございましてからここには入りません。しかし民法によりましてその宗教に關します法人が現に教育委員会の所管事務としてあるわけでございす。これは宗教法人法によるものじゃないか。いろいろ宗教關係の後

援の団体とか、あるいは宗教に關する仕事をしております民法の法人、民法で言う法人、これが教育委員会が所管いたしておるわけでございす。かように申し上げます通り、この教育というものの観念の中には宗教を含めませんと、ここにやはり工合の悪いことがございまして。この規定の中には宗教の観念を含んでおる建前で新法を規定いたしておるわけでございす。

○政府委員(林修三君) 私に對するお問ひでございまして、私からもお答えいたしますが、先ほどから申し上げましたように、言葉としてはあるいは文部省設置法のように文化と宗教というものを別の観念として扱えば、あるいは文化及び宗教、あるいは宗教及び文化と書けば、その場合の文化という言葉の中に宗教はおのずから出てくるだらうと思ひます。しかし先ほどから申し上げましたように、そういうことを對照させないで文化という言葉を使えば、私は宗教という観念を含み得るものと、何を何回も申し上げたわけでございす。従いまして、この新しい地方教育の組織及び運営に關する法律案におきましては、その文化という言葉の中に特に宗教を除くということを書くだけの必要性がなかつた、こういうことから特にそこを回避させた、こういうことでやつたわけでございす。立法論としての御批評はあらうと思ひますが、その意圖はそういうことでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 立法論としての批評ではなくて、私はやはりわからない点があるものですからお尋ねしているのですが、その前に、局長の御答弁は昨日

示していただきたいと思ひますが、私の見たところでは宗教を含まなければ都合が悪いというふうにとれる条文はどこにもございせん、この中には……。そこで、そうだとすれば、自由にとれる場合には不都合のないように、誤解のないように質問あるいは文化、教育、にそういうものの最も適切な用語を使うのが普通だと思ひますけれども、その点について長官はどうお考えになるか、御答弁願ひたい。

○政府委員(緒方信一君) 本法の二十三条でございまして、ここに教育委員会の職務権限を規定いたしております。で、きよりの午前中にも御議論が出ました十六条でございましてけれども、教育に関する法人に關すること、これは現行法の、いわゆる旧法にもこれと対応する規定が見受けられますが、旧法におきましては、これにカッパがございまして、宗教法人に關する事務を特に除いたと申しますことは、教育という観念の中に宗教を含めておることは一つの例示もできるといふことを昨日も実はお答えいたしましたわけでございまして、これと同じ観念をこの新法にも引いてきているというのをききよう午前中に御説明申し上げたわけでございまして。そこで現在の教育委員会が所管いたします宗教の關係の事務でございまして、宗教法人はこれは午前中に御説明申し上げましたように、長に對しする機関委任事務でございましてからここには入りません。しかし民法によりましてその宗教に關します法人が現に教育委員会の所管事務としてあるわけでございす。これは宗教法人法によるものじゃないか。いろいろ宗教關係の後

これは私がちよつと問題だと思つたので、すけれども、教育基本法の中に宗教教育と云ふところがある、だから宗教は関係があるのだというやうな、非常な乱暴な議論をなさつておられます。それから今日の局長の御答弁も、前法において宗教を含んでおつたということがあのカッコ内のただし書きによつて明らかであるから、だからやはり今回の場合も含むのだということでございますけれども、その点については私は昨日の最終段階におきまして、前法が今回は廃止されて新しい法律になるのだから、そのときに今のような点は改めなければいいのだ。もし前法を踏襲するのだとすれば、二十三条の教育委員会の執行事務、その中に十六号として「教育に関する法人に関すること」というのがあります。これには、前法の通り踏襲しておるのだとすれば、局長の言われるやうに、当然宗教法人を除く、あるいは宗教法人を除く、そういう規定が必要である。こういうことが成り立つていただきたいと思います。そこでこの法律にですね、教育の中に宗教を含まなければならぬというやうな要素は出て参らないのであつて、法律の中に教育と云ふものを含まなければならぬとも困るというやうなことがあれば、この条文で一つお示しを願いたい。どの条文のどこが困る……。

○政府委員(緒方信一君) 私、ただいま申し上げたつもりでございます。旧法におきまして、新法におきましても、教育委員会が所管いたします宗教に関する事項がございますので、この教育と云ふ中にはこの教育という概念の範囲の中には宗教は含んでおると

質問でなかったかわかりませんが、私、今実は湯山先生と緒方局長との質

ないかと、私どもは拝承いたしました。これは先ほどから申し上げましたように、文化という言葉に大体宗教というものを含めると考えておる。従いまして、もし宗教を除くとすれば、文化、カッコして宗教を除くともどもはつきり書かなければならないかと思ひます。しかしその場合に、今緒方局長から御答弁いたしました通りに、二十三条あるいはその他の点からいって、宗教という言葉が除かれては困るのだと、こういうふうにお答えしておるようには実は聞いたのであります。私どもがこの法案を審議するに当りまして、そういう見地から、ここに特に宗教を除くということにはいたさなかつたわけでありませう。

ちよつと逆になりまして、答弁と食い違つたものですから……。私がお尋ね

くとただし書きをしなくても、文部省設置法では除いた用例がごいますか

都合なのか、それによる不都合が起る
 条文をお示しを願いたい、こういうと

と教育、学術、文化という言葉の宗教を含まないという用例があるわけで

○政府委員（林修三君）　ここで言つて

う観念、特に文化という観念の中には宗教という観念を含まなければ困ると

の御答弁によつて了解いたしましたことだと思ひます。そういたしますと、今湯山

ばここに「教育、学術、文化及び宗教」と、こう書くべきじゃないか、こうい

の点は、先ほど御答弁いたしました通り、立法政策としてはあるいはそういう

ども、私どもの考え方といたしましては、従来の教育委員会法の使い方もご

○湯山勇君 私が言っておることとち

ることとは。私の言っておることは、文部省設置法では四つに分けておりま

す。四つに分けた中の三つだけを、つまりほかの法律でもどの法律でも、教

う定義をしたのではないのです、法律には。ないでしょう。その四つを教育の

ら、そうだとすれば、この四つことで

○政府委員(緒方信一君) これは先ほ

に關しまする事務を一部扱つておる、
所管をいたしております。これは御承

語の使い方でございますけれども、旧法におきまして、これも御説明申し上げ

を含めて扱ってきたのです。今度の新法におきまして、大体二十三条にお

ついできておるわけでございます。ただ二十四条との関連におきまして、つ

整をいたしました部分につきまして
は、特にここに掲げたわけでございます

襲しまして、二十三条あるいは二十四条をここに規定いたしておりますの

とやはり工合が悪い。私も先ほど申し
ますように、宗教に關します事務を教

ますので、不都合が起りますので、そのようにしたわけでございます。

できません。それはなぜかと申しますと、死んだ法律と生きている法律との

はおつしやる通りです。けれども、そ

うじゃなくて、はっきりこういうふう
に新しいものに生まれ変わったわけ
で、その中には実質的にはずいぶん大
きな変化があります。そこでそういう
変化があるんだから、必ずしも旧法で
どう使ったから新法でどう使わなくて
はならぬか——法律としては全然別
なものですから、新たにこの分は生ま
れたわけですね。この新たに生まれたも
のが文部省設置法と内容を合わせてお
くということにして不都合が起らない
れば、その方がいいと思います。

で、まして問題になるのはその次の
ことで、そうすると、長官にお尋ねし
たいのは二十三条十六項「教育に関す
る法人に関する事」と、この中には、今
言われたように、教育が宗教を含むと
仮定すれば、当然教育に関する法人で
すから、私立学校法人も宗教法人も含
まれる、こういうことになると思いま
すが、間違いないでしょうか。

○政府委員(林修三君)言葉だけで申せ
ば、おっしゃる通りだと思います。
教育というものが「教育、学術及び文
化」ということの意味だということ
を第四條で規定してありますから、そ
ういうことに相なるわけでございます。
しかし、これは二十三条の初めの頭書
きをお読み下さればわかります通り
に、この教育委員会に法律または政令
で委任された事務、こういうものと
当該地方公共団体において処理すべき
事務、こういうことに範囲がなってお
るわけでありまして、御承知のよう
に、私立学校法によりまして、学校法
人は長の職務に関することは長の職務
になっております。また宗教法人に関
する事務も、都道府県知事に対する委
任事務になっております。そういうこ

とで、法律に基いてそういう事務は都
道府県知事の方に委任されております
ので、教育委員会の方には結果として
入ってこない、こういうことになるう
と思います。

○湯山勇君 今の長官の御説明でその
意味はわかりました。けさほどの説明
は二度違った説明がなされて、第一
一回目にはこういう説明があったので
す。教育委員会は当該地方公共団体が
処理する教育に関する事務だけれど
も、そのうちで法律またはこれに基
く政令によって云々、こういう御説明が
あった。で、私はそれは一本じゃなく
て二つじゃないかとお尋ねをした。す
ると、まあ二つだということに御答弁
がありました。そうすると、宗教法人
に関するものは前段の事務に関するの
か、後段の方に属するのか、これも長
官から一つ御答弁願います。

○政府委員(林修三君) 現在の宗教法
人法あるいは私立学校法におきまし
て、私立学校法人あるいは宗教法人に
関する事務を都道府県知事に委任して
おりますのは、私は国の事務は機関委
任だと考えます。従いまして、それは
それぞれの法律に従いまして都道府県
知事に委任せられておるわけござい
まして、従いまして、その法律の規定
がある以上、二十三条におきまして
は、前段も後段も、どちらからその
仕事は抜ける、こういうことに相なる
わけでございます。

○湯山勇君 その点はよくわかりまし
た。そこで次に第二十四條に移りまし
て、今度は「長の職務権限」、この長
の職務権限の中には「長は、次の各号
に掲げる教育に関する事務を管理し
及び執行する。」と、こうなっております。

す。そうすると、この教育に関する
事務の中には、もちろん宗教も入る
し、それから私立学校のことも入って
参ります。にもかかわらず、長の職務
権限の中に私立学校は入っております
けれども、宗教に関する、特に宗教法
人に関する事等が抜けているように
ございまして、これはけさほどお尋ね
でございます。これはけさほどお尋ね
は長の権限事項でないというような御
説明があったわけなんです。が、これ
はまたあとで御訂正になりました。が、
当然そういう問題も二十四條では取
り上げられなければならぬと思われ
ますが、これについての御見解を伺
いたい。

○政府委員(林修三君) この点は、実
は多少この二十三条及び二十四條の立
て方がおわかりにくい点があるの
ではないかとも思うのでありまして、あ
るいは立法政策としてお叱りを受ける
かも知れませんが、こう立てました
趣旨は、大体この二十三条、二十四
条におきまして、地方公共団体に
分野をこえてはつきりさせよう、こ
ういう考え方でございまして、そこ
で主として考えましたことは、いわゆる団
体の事務、地方公共団体が管理及び執行
すべき団体の事務、これについて、ど
の範囲が教育委員会に行き、どの範囲
が長に行くか、そういうことをまず分
けておるわけでございます。それに加
えて、二十三条の方では、教育委員会
に対して政令によりまして機関委任さ
れた仕事も実は加えてあるわけであり
ます。それと同じ考え方で申せば、二
十四條の方にも、長に機関委任された
仕事を実は書けばよかったのでありま

すが、その点はこれは書いてないわけ
でございます。これは法律、政令を
ごらんになれば当然出てくるわけであ
ります。ここに書いてある仕事以外に長
に機関委任された仕事、それがたと
えば教育委員関係の仕事について当然
これはあるわけでありまして、宗教法
人、私立学校法人に関する仕事は当然
ほかの法律によって含まれておるわけ
でございます。なぜそういうことをし
たかとおしかりを受けるかも知れま
せんが、これは最初に申し上げまし
た通り、多少これはわかりにくく
なっているというところをお断わり申
上げたわけでありまして、二十三条
の方は従来の教育委員会法における権限
規定を大体そのまま受けまして、団体
事務といわゆる機関委任事務と両方実
は書いたわけでありまして、同じよう
に長の方もこれを受けて書けばよかつた
のであります。それが主として代表
すべきものが団体事務である、そ
ういふ観点から、機関委任の仕事は各法律
を見ればわかる、あるいは地方自治法
の別表を見ればわかる、こういうこと
で抜かしたわけでございます。その
点、あるいはちよっとおわかりにくい
点があったかと思いますが、そういう
趣旨でございます。

○湯山勇君 長官はそういう形で認め
てくれということでございまして、実
は二十三条、二十四條というものは、こ
れは端的にいえば、一目瞭然とわかり
やすく書いただけのものです。これら
の条文の中には、他の関係法で明らか
になっておることがたくさんありま
す。それを全部抜いてあればともかく
もですが、今のようにお話しになりま
すと、この両者のワケ外に、法律を一

目してこの両者のいずれにも属しない
ところに宗教法人がある、こういうこ
とになるようにとれますし、そうとれ
ばそうとるべきだともしこのまま見れ
ば、十六項の中に宗教法人を除くとい
うただし書きもありませんし、そ
うかといって、二十四條に宗教法人とい
うことも書いてない。だとすれば、ま
ともに読めば、この教育という概念の
中には宗教を含んでない解釈するの
が、この法律の条文からは適切だと思
うのです。まあ長官が、それは確かに
おしかりを受けるかもしれないとい
うことですから、その点はお認めにな
ったようですから、私はその点を指摘
いたしまして、さらに続いてその点と関
連した事項をお尋ね申し上げたいと思
います。

それは五十二條で、今の教育本来の
目的あるいは教育に関する事務管理、
これらについて文部大臣は措置要求が
できる、こういうこととすけれども、
今のように宗教を教育というものの定
義からははずした場合、あるいははず
して考える場合の考え方もできると思
います。そこでお尋ねしたいのは、地方自
治法第二百四十六條の二の規定による
措置要求は、文部大臣は行うことがで
きるのかできないのか、それをまず伺
いたいと思います。

○政府委員(林修三君) これは先ほど
来申し上げました通りに、教育という
言葉の中には宗教という概念も含み得
るということをお答えいたしましたわけ
でございます。従いまして、ここで長あ
るいは教育委員会がそれぞれ所管してお
ります仕事につきましても、措置要求
の規定でございますから、それぞれの
長または教育委員会が所掌している範

困において、その措置要求の中には宗教というものに関する行政事務も含み得るものだと、こういうふうに見えるわけでございます。

○湯山勇君 ちよつとこれはお答えが違つておりました、私がお尋ねしたのは地方自治法による、つまり総理大臣の行方措置、それに対する要求です。これは文部大臣もすることができぬのか、それをお尋ねしておるのです。

○政府委員(林修三君) 地方自治法の二百四十六條の二、これは今度たまたま政府が御提案申し上げております地方自治法の改正法案の中に入つておる規定でございます。これは「内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反している」等々の場合におきまして、改善のための必要な措置要求を求めるといふ規定でございます。これは総理大臣がこの場合ではやることになっておるわけでございます。ただ、これは都道府県に対しては総理大臣、市町村に対しては都道府県知事がやることになっておつたと思ひますが、そういうような規定でございます。この地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の第五十二條は、これに対する特別でございます。『第二百四十六條の二の規定にかかわらず』と書いてございますので、この範圍につきましても文部大臣がやる、かように考えるわけでございます。

○湯山勇君 ところで文部大臣は総理大臣に対して、総理大臣の措置要求を請求することができぬのか、それをお尋ねいたします。これは地方自治法第二百四十六條の二の本来の法から申しまして、文部大臣の請求があれば総理大臣もやり得ることだと思ひます。

○湯山勇君 それでは、その文部大臣の総理大臣に対する要求はやはり教育、学術、文化、こういうものに対してでもなされるということになるののでございませう。

○政府委員(林修三君) この、先ほどちよつと私御質問の趣旨を間違つてお答えをいたしましたのでございませうが、その前に申し上げたことが実は私の趣旨でございます。第五十二條は地方自治法第二百四十六條の二の特別規定である。従ひまして、第五十二條に書いてある範圍におきましては文部大臣がやる、こういうことを地方自治法に対する特別として認めた、かようなことに相なると思ひます。ここに書いてあること以外の文部大臣の所管事項がもしあるとすれば、地方自治法の二百四十六條の二の方に属する、こういう意味です。

○湯山勇君 それでは大へんよくわかりましたし、私も同じように考えておりました。ところが、昨日はそういう御答弁がなかつたので、文部大臣が宗教についてやれない。もしこの教育の中にそれを含んでいなければ困るといふ御答弁があつたのですけれども、今のうちに教育の定義を三つに限つて、宗教を含まないといふふうにした場合には、これはその宗教に關しては、今のうちに地方自治法による総理大臣の措置要求を文部大臣が請求する、そういうことによつて落ちたところがなくなるわけですね。昨日は落ちたところがなくなるというお話があつた。それがなくなりませう。だから、そういうふうに解釈しても一向、宗教を除けたからと

いって、この分だけ取り除けられるというものはなくなるわけですね。そこでまたもとへ帰りますけれども、教育といふものの定義の中に宗教といふものを含まない規定にしても一向差しかねないのじゃないかということをお尋ねしますが、それについての長官の御見解は……。

○政府委員(林修三君) これはお言葉をお返すようになりますが、先ほど来お答えいたしました通りに、やはりこの地方教育行政の組織及び運営に關する法律案におきまして、教育という觀念にはやはり宗教を含めないと、条文上困る点がある、特に教育委員会の所掌事務等の範圍において困る場合がある、この点については緒方局長からお話いたしました通りであります。そのうだいたしたければ、結局この第四條において宗教といふものの觀念が含まれるように書かなければならぬのでございませう。そこで書く方法といたしましては、あるいは文部省設置法のような形によつて「教育、学術、文化及び宗教」といふふうに、これを教育といふふうに書く方法もございませう。通うに、たまた文化と書けば宗教も含み得るものだと、かように考えていたしたわけでありませう。結論といたしましては、この法律案の中に、教育という觀念には宗教を含ませないといふのだ、こういう点はちよつと御意見と違つてもわかりませうが、そういう趣旨からこれを書いたわけでありませう。

○湯山勇君 お尋ねしたこととちよつとやはり違つたのですけれども、その違つた点をただすためにもう一度お尋ねいたしますが、教育に關して、本法でい

う教育に關しても文部大臣は総理大臣の措置要求をすることができませうか、できませうか。

○政府委員(林修三君) このことで御審議願つておる第五十二條に書いてありますことにつきましては、地方自治法の方からは抜ける。これは特別でございますから、この五十二條でやり得る範圍のことは自治法の二百四十六條の二には入つてこない、かように考えるわけでありませう。

○湯山勇君 そこで私は、これは解釈の仕方ですけれども、普通そういう場合は矛盾觀念といひますか、その觀念が一方はできないけれども、これはできないというふうな何々を、こういうことはできないにもかかわらず、たとえば教育長は、教育委員は常勤であること、教育長はそれができるといふたように、一方はできないで、一方ではできる場合には、おっしゃる通り明確になつて参ります。けれども、この場合は自治法の規定もこれはできる規定です。肯定の規定です。それから、その接続する言葉として、「かかわらず」といふ言葉があつたとしても、さつき御飯を食べたにもかかわらず、また食べておる、これは重なることができるわけですね。「かかわらず」といふことが否定だといふことでなくて、「かかわらず」といふのは、關係しないといふことですから、一方が否定の場合にあつたものの肯定する、あるいは一方が肯定の場合にあつたものを否定するといふときには、その概念はつきり矛盾觀念として把握されます。両方が肯定と肯定の場合には、今おっしゃつたように、こ

の条文からは、ここに書いたことは、教育に關することはできないといふ規定は出てこない、教育に關することについては文部大臣は総理大臣の措置要求ができると、なお特にこのことについては総理大臣に諮られれば文部大臣單獨でもできる、こういうことであつて、長官のおっしゃる通りに、これを、文部大臣のやつたことは総理大臣はできない、こういうことにはならないと思ひますが、これはどうでしょう。

○政府委員(林修三君) これは地方自治法及びこの地方教育行政の組織及び運営に關する法律案、両方の読み方の問題になると思つたわけでありませう。この法案の第五十二條におきまして「地方自治法第二百四十六條の二の規定にかかわらず」と書いた趣旨は、私はそういう趣旨で書かれておるものと考えられるわけでありませう。今おっしゃいましたように、ある事項を否定して、それにもかかわらず他の事項ができると書く場合には、もちろん「かかわらず」といふ言葉は使いますけれども、あることがある法律ではある機關の職務に、しかしそれを他の機關の職務に移すという場合にも、それは立法技術としてはこういうふうな「かかわらず」と書くほか方法がないわけでありませう。これは先ほど来申し上げましたような趣旨で書いてあるものと、かように考えておる次第であります。

○湯山勇君 そういう御説明でございます。こういうことになると思ひます。今おっしゃつたようなことを肯定すれば、「二百四十六條の二の規定にかかわらず」といふので、もう文部大臣は

地方自治法の二百四十六條の二の規定は全然使えないのだ、そういうことを「かかわらず」で規定して、今おっしゃった通りに解釈すれば、そのかわりこれだけができるのだ、こういうふうな説明になりますか、そうなりますか。

○政府委員(林修三君) この条文の書き方についてのいろいろ御教示を賜ったわけでございしますが、また私どもとしては、この規定の趣旨から申しまして、さつき申しましたような実態は趣旨が出てくるものと、かように考えておるわけでございします。で、今お示しのこの第五十二條に入らない事務の範囲で、しかもなお文部大臣の所管する事務があった場合に、それは地方自治法で行けるかどうかという御質問でございします。

○湯山勇君 それだとすれば、文部大臣はこれこれのことにしては地方自治法第何條の規定にかかわらずとすれば、おっしゃる通りです。つまり事項を規定して、これこれの事項については地方自治法の何々の規定にかかわらず、これこれのことでございします。

○湯山勇君 そうです。それは行けるものと考へておるわけでございします。

○政府委員(林修三君) 大体おっしゃる通りだと思いますが、文部大臣はここに第五十二條に書いてある範囲におきましてはこの方法でやる、こういうことがこの法案の趣旨だと、かように考へるわけでございします。

○湯山勇君 私どもは普通の法律を読むようにこの法律を読みますと、たとえば地方公務員法第何條の規定にかかわらずといへば、その規定は適用しない。適用しないので、これを否定する、こういうふうにとります。何々についてはこれを適用せずに、何々にかかわらず何々をするという場合には、それはまた、その何々についてはというこ

とだけについては、やはり否定の判断をするのが常識です。違ひますか、今の。

○政府委員(林修三君) だれだれは何かの規定にかかわらずといへば、もちろんその規定を二応排除するわけでございします。しかしその規定全体の趣旨から申しまして、その後でできる範囲のことをここに書いてあるわけでございします。その範囲に入らないことは、やはりはかに法律があればその規定で、必ずしもここでは排除しておらない、こういうふうに読むべきものだろうと私は思ふわけでございします。

○湯山勇君 ここで排除しておるのは、この地方自治法二百四十六條二の規定を排除しておるのでございします。

○政府委員(林修三君) おっしゃる通りに、地方自治法二百四十六條二の規定を排除しておるわけでございします。が、およそ文部大臣がやることをすべて排除したとこれは考えられないわけでありまして、この第五十二條の一項をこらんにすれば、こういうこと、この教育に関する事務について、これこれのことが二百四十六條二の規定にかかわらず、文部大臣はできる、総理大臣でなくて文部大臣ができるのだ、こういうことをこは強く規定してあるのであります。従いまして、ここで文部大臣ができると書いてない仕事は、これは私はやはり地方自治法による、かように考へるわけであります。

○湯山勇君 そこで長官にお尋ねいたしますが、それでは今のような御説明で、この教育という言葉の中に宗教も含めた場合ですね、そのほかにそれでは文部大臣の、この範疇外の文部大臣の行う仕事というのは何がございしますか。

○政府委員(林修三君) 先ほど私が申し上げましたのは、まあ理屈としてもあればということをお願い申し上げます。また将来これはあるいは、今文部省に聞きますと、現在ほとんどないんじゃないかと考へております。私も全部文部省の設置法を暗記いたしましたので、もしあればということでも申し上げたのであります。あるいは将来、文部大臣の職務権限にそれが付加されればそういうものは自動的に加わってくる。現在ちょっと予想ができないと文部省が言っておりますから、そういう

ことになるかと思ひます。

○湯山勇君 その点文部省の方から一つ正確にお答え願ひします。

○政府委員(緒方信一君) ただいま長官からお答えがありました通りでございまして、現在まず考へられるものはございしません。現実の問題として考へられるものはないと考へます。

○湯山勇君 そうすると法制局長官が、この「かかわらず」という言葉は、文部大臣に關しての地方自治法の規定の全部を排除したものではないという御答弁でございしましたけれども、実質的には文部大臣は、地方自治法によつて、総理大臣に措置要求を要請するといふことはないといふこととございしますか。

○政府委員(林修三君) 今文部当局からお答えいたしました通りに、その五十二條に書いてありますところ以外に、文部大臣の職務権限がなければ、結果としてはこういうことと相なるうかと思ひます。

○湯山勇君 文部省は今の通りでよろしうございしますか、全くない……。

○政府委員(緒方信一君) まず私考へます範囲におきましては、ないと考へております。

○湯山勇君 法制局長官はそういう点は御検討になりませんでしたでしようか、立案の過程において。

○政府委員(林修三君) 当然法制局の当局においては、いろいろ検討をしておるわけでございしますが、この条文といたしましては、先ほど来申し上げたのは、理屈として申し上げたわけでございまして、実質的には文部省担当の参事官はもろろ文部省設法等を検討いたしましたして、現在の文部省のもとに

おいて、あるかないかといふことは検討したと思ひます。私は理屈の問題だけ申し上げたわけでございします。

○湯山勇君 そうすると文部大臣は、地方自治法による、他の大臣は全部主管大臣として総理大臣に対する措置要求を請求することができません。ところが文部大臣は、現在の段階においては一つもそれをするのができない、こういうことになりますね、事実問題として。

○政府委員(緒方信一君) ただいま申し上げましたような前提に立ちまして申し上げますと、みづから措置要求はいたすことに相なります。

○湯山勇君 みづからの措置要求はありますけれども、他の主管大臣のすべてに認められた、他の大臣のすべてに認められている総理大臣を通じての措置要求は、文部大臣は一つもできない、こういうことになりますかといふことをお尋ねしているのだ、その通りならその通り……。

○政府委員(緒方信一君) 教育委員会並びにこれは地方公共団体の長または教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行についての措置要求でございします。その範囲におきましては、現在のところ文部大臣がいたすのでございまして、総理大臣がするといふ範囲はないと考へております。

○湯山勇君 そういふふうに範囲をつけないで私が申し上げたのは、長官との問答は、そういう範囲があるかないかといふことをお尋ねしている。理屈の上からは範囲があるようだが、長官の御答弁です。理論的には範囲があるようだけれども、実質的にはそういうものがあるかどうかといふことをお尋ねし

るわけですか。

○湯山勇君 ここで排除しておるのは、

この地方自治法二百四十六條二の規定を排除しておるのでございします。

○政府委員(林修三君) おっしゃる通りに、地方自治法二百四十六條二の規定を排除しておるわけでございします。が、およそ文部大臣がやることをすべて排除したとこれは考えられないわけでありまして、この第五十二條の一項をこらんにすれば、こういうこと、この教育に関する事務について、これこれのことが二百四十六條二の規定にかかわらず、文部大臣はできる、総理大臣でなくて文部大臣ができるのだ、

こういうことをこは強く規定してあるのであります。従いまして、ここで文部大臣ができると書いてない仕事は、これは私はやはり地方自治法による、かように考へるわけであります。

○湯山勇君 そこで長官にお尋ねいたしますが、それでは今のような御説明で、この教育という言葉の中に宗教も含めた場合ですね、そのほかにそれでは文部大臣の、この範疇外の文部大臣の行う仕事というのは何がございしますか。

○政府委員(林修三君) 先ほど私が申し上げましたのは、まあ理屈としてもあればということをお願い申し上げます。また将来これはあるいは、今文部省に聞きますと、現在ほとんどないんじゃないかと考へております。私も全部文部省の設置法を暗記いたしましたので、もしあればということでも申し上げたのであります。あるいは将来、文部大臣の職務権限にそれが付加されればそういうものは自動的に加わってくる。現在ちょっと予想ができないと文部省が言っておりますから、そういう

ことになるかと思ひます。

○湯山勇君 その点文部省の方から一つ正確にお答え願ひします。

○政府委員(緒方信一君) ただいま長官からお答えがありました通りでございまして、現在まず考へられるものはございしません。現実の問題として考へられるものはないと考へます。

○湯山勇君 そうすると法制局長官が、この「かかわらず」という言葉は、文部大臣に關しての地方自治法の規定の全部を排除したものではないという御答弁でございしましたけれども、実質的には文部大臣は、地方自治法によつて、総理大臣に措置要求を要請するといふことはないといふこととございしますか。

○政府委員(林修三君) 今文部当局からお答えいたしました通りに、その五十二條に書いてありますところ以外に、文部大臣の職務権限がなければ、結果としてはこういうことと相なるうかと思ひます。

○湯山勇君 文部省は今の通りでよろしうございしますか、全くない……。

○政府委員(緒方信一君) まず私考へます範囲におきましては、ないと考へております。

○湯山勇君 法制局長官はそういう点は御検討になりませんでしたでしようか、立案の過程において。

○政府委員(林修三君) 当然法制局の当局においては、いろいろ検討をしておるわけでございしますが、この条文といたしましては、先ほど来申し上げたのは、理屈として申し上げたわけでございまして、実質的には文部省担当の参事官はもろろ文部省設法等を検討いたしましたして、現在の文部省のもとに

おいて、あるかないかといふことは検討したと思ひます。私は理屈の問題だけ申し上げたわけでございします。

○湯山勇君 そうすると文部大臣は、地方自治法による、他の大臣は全部主管大臣として総理大臣に対する措置要求を請求することができません。ところが文部大臣は、現在の段階においては一つもそれをするのができない、こういうことになりますね、事実問題として。

○政府委員(緒方信一君) ただいま申し上げましたような前提に立ちまして申し上げますと、みづから措置要求はいたすことに相なります。

○湯山勇君 みづからの措置要求はありますけれども、他の主管大臣のすべてに認められた、他の大臣のすべてに認められている総理大臣を通じての措置要求は、文部大臣は一つもできない、こういうことになりますかといふことをお尋ねしているのだ、その通りならその通り……。

○政府委員(緒方信一君) 教育委員会並びにこれは地方公共団体の長または教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行についての措置要求でございします。その範囲におきましては、現在のところ文部大臣がいたすのでございまして、総理大臣がするといふ範囲はないと考へております。

○湯山勇君 そういふふうに範囲をつけないで私が申し上げたのは、長官との問答は、そういう範囲があるかないかといふことをお尋ねしている。理屈の上からは範囲があるようだが、長官の御答弁です。理論的には範囲があるようだけれども、実質的にはそういうものがあるかどうかといふことをお尋ねし

たところが、文部省の方から、実質的にはそういうものがない、こういうお答弁があったわけですね。だから、まあ前提条件がなくなった。実質的にセロであるということになれば、今局長御答弁の教育云々という条件をつけようがつけまいが、前提条件を抜きにして、現在の文部大臣は、他の各省大臣、他の國務大臣のすべてが持つておる總理大臣を通じての措置要求をすることができないう規定に、この条文は実質的にはなっておりますね。こういうことを尋ねておる。

○政府委員(緒方信一君) それは先ほどから申し上げる通りでございます。現在、現在の文部省設置法で考えます場合には、そういうことはないと存じます。總理大臣が措置要求をいたすことにはないわけでございます。そのかわりに文部大臣が措置要求をするという規定があるわけでございます。

○湯山勇君 今度はイニスカーノかで答えて下さい、簡単ですから、他の大臣のすべてが持つておる總理大臣に措置を請求するという権利は、あるいはそういうことは現在では文部大臣が一つもできない。いいですか、總理大臣に措置要求を請求することは、今の文部大臣が、また法律が変れば別ですけども、法律が変らない限りできない、こういうことになりませんか、一つ……。

○政府委員(緒方信一君) これはその通りでございます。それは總理大臣に請求する必要があるといたしませんので、さようなことに相なります。

○湯山勇君 それでわかりました。問題はまた元へ返りますけれども、この法律の条文を理論的に解釈すれば、文

部大臣は總理大臣を通じての措置・要求を求めることができるんですね。できる部分もあるわけですね、理論的には。そして、もしこの教育という範疇の中に宗教というのを入れないことにしておけば、それは文部大臣は、宗教法人等に関しては、總理大臣を通じての措置ができるわけですね。これはそう解釈して間違いないでしょうか。

○政府委員(林修三君) 今、湯山先生のおっしゃる通りに、教育あるいは四條の中から宗教という観念をのけてお考えになれば、結果としてそういうことになってくるかと存じます。

○湯山勇君 そういふふうによれば、教育という言葉の中に宗教を含まなくても、宗教だけがはずれてしまふ、宗教だけが取り残されるというのではないと思ひますが、長官の御意見を伺ひます。

○政府委員(林修三君) この自治法の二百四十六條の二、あるいはこの法案の第五十二條の關係においては、片一方は入らなくても片一方に入る、そういうことに相なるかも知れません。しかしこの地方教育行政の組織及び運営に關する法律案全体から申しまして、先ほど来緒方局長からも申し上げました通りに、この法案といつたし、宗教という観念を除くのは困る、当然含むという観念でこれは置かれておる、かように申し上げておるのでございまして、第五十二條の關係だけではないのでございまして。その点御了承を願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 昨日お尋ねしたときには、そういう御答弁ではなくて、宗教は取り残されるから困る、宗教をのけたらば……。そういう御答弁があつて今の点をお尋ねしたわけですね。それで大体私も、もう長官のような人を相手にして、疲れたところでやりますと、頭の方も非常に混乱して参りました、非常に質問も変な格好になりました、大体二十三條、二十四條關係、長官がたゞいまのように、確かにまあこれは首尾一貫してない、二十三條と二十四條は一貫してないといふことをお認めになって、しかし他の法律であるから、それでどうにか差しつかえがないとは思ふといふようなお話でございまして、私はこれはですね、やはり運営していくためには、この法律はやはり見て、それからあとの關係法を見る場合には見ると思ひます。当然この規定からいって入れていいわけですから、また入れておく方が自然である、入れられておく方が、今の長の職務權限の中で二十四條のそれを入れておかなければ、いろいろ私が昨日来のお尋ねしておるような疑問が、私はここで今のようにたゞしましたからわかりますけれども、國民の、使ひ人のすべてがそういう疑義がでる、あるいはそういう混乱が起る、あるいは間違えて教育委員會が宗教法人にタッチするかも知れません。前の法律には宗教法人を除くとなつておつたのに、今度の法律では書いてありません。そこでこれはやらなければいかぬじゃないかといふこととでやるようなことが起るかも知れません。そしてそういうことをやつたために、措置要求を受けるかも知れません、間違つておるといふので、こういうことを考えますと、法の体裁からいっても、実質からいっても、やはりこの点はこの法律において明確にしておく必要があると思ひますが、最後に長官の御答弁を伺ひます。

○政府委員(林修三君) 立法論としては、いろいろまあ議論もあることかも知れませんが。しかし先ほど来申し上げました通りに、法律的にはこれで、はつきりわかるようになっておるつもりでございます。これはむしろ先ほど申し上げました通りに、二十三條と二十四條は、地方公共団体における教育委員會、団体の長あるいは団体の機關としての職務權限を對比させることを

○秋山長造君 湯山委員の御質問に關連してちょっとお伺ひしますが、遠方の方から聞いておられますと、長官と湯山委員との質疑応答でよくわからない

○政府委員(林修三君) 例外と申しますか、特別規定と申しますか、この五十二條に書かれております範圍においては地方自治法二百四十六條の二を排除して、こういうこととでございます。

○秋山長造君 その点、私はむしろそうでなしに、これは排除するのでなしに、これは二百四十六條の二の規定は、大体国が地方公共団体に対して措置要求ができるのは、これは總理大臣だけだ、こういう規定じゃないかと思ふ。だから措置要求といふものは、本来は、原則としては、内閣總理大臣がその權限を持つたのだ、たゞしの教育についてだけは、文部大臣も同じような權限を持つたのだ、こういうふうに解釈しておつたのですけれども、それは間違ひですか。

○政府委員(林修三君) この規定の趣旨は、先ほど申し上げました通りに、一般的には、この地方自治法で国の立場としては、内閣總理大臣から措置要求をするという立場でございますけれども、この教育に關する關係においては、たゞいま御審議を願つております法案に基いて、特にその權限を文部大臣に与えるのが適當であらう、そういう趣旨から文部大臣に与えたものと、かように御了解を願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 そうすると、やはり教育に關する限りは、二百四十六條の二による内閣總理大臣の措置要求權といふものは排除されるわけですね。

○政府委員(林修三君) おっしゃる通り

りでございます。

○秋山長造君 この二百四十六条の二は、今度新しく提案されているわけですから、この二百四十六条の二に対する排除規定というものは、ほかに例がありませんか、この文部大臣以外に。

○政府委員(林修三君) 現在のところ、ほかにございません。この部分だけでございませう。

○秋山長造君 将来教育以外の問題について、この五十二條に類似するような規定が得るわけですね。そこらはどうなんですか。私は考えるのは、そうやって教育は特殊性があるから文部大臣がやる、その限りにおいて總理大臣の権限は排除される、また教育以外の何か問題については、それぞれ担当の、たとえば農林大臣なりあるいは建設大臣、大蔵大臣というふうなもの、それぞれ五十二條のような権限を持つことも考えられるですね。そうやってその限りにおいてみな排除していくと、結局二百四十六條の二の内閣總理大臣という、これはきわめて包括的な規定ですが、これはもう有名無実になつてしまふように思ふのですけれども、そういうおそれはないんですか。

○政府委員(林修三君) これは将来の立法政策の問題になりますけれども、地方自治法で一般的な二百四十六條の二の規定が置かれました以上は、よほど特別の理由がない限りは、これをあとで排除するということは、よほど慎重な考慮を要することだと思つてございませう。教育に關することであるが、まあ教育に關する事務が非常に特殊なものであり、やはり文部大臣がやるのが適當であろうということが第一の考へてございませう。もう一つ

は、二百四十六條の二をどうにかなりますとおわかりになりますように、措置要求は、将来地方公共団体または長に對してやるということになっております。従ひまして教育委員會のこと、これは実は二百四十六條の二にはうたつておられないわけでありませう。教育に關する事務は、実は教育委員會の仕事が相當大きな部分を占めております。そういう關係からここに特色を設けて、ついでに——ついでといつては語弊がありますが、教育に關する同じ事務でございませうから、長に對する措置要求もここに一緒に加へた、かような立法趣旨と考へておるわけでありませう。

○秋山長造君 そういたしますと、五十二條によつて排除された二百四十六條の二の該部門といふのは、五十二條に書いてある「地方公共団体の長」そのところだけが排除されたわけですね。それで教育委員會といふところは、新しく五十二條によつてつけ加わつたわけですね。

○政府委員(林修三君) 自治法の二百四十六條の二には入つておられない部分があるわけでございます。特に教育委員會の機關委任の事務については、おしやる通りでございます。

○湯山勇君 せっかく長官がお見えになつておるついでに、簡單のことですが一つだけお尋ねしておきたいと思ひます。それは今文部省設置法のことをお尋ねしたわけですが、この文部省設置法に、今の五十二條との關係において文部大臣の措置要求とは出ておりませう。今度整理されております。ところが五十二條の二項による「自ら当該措置を行ふ」要求の方はありますけれども

も、設置法には、みづから行ふという方は出ておりませう、五十二條第二項のですね。

○政府委員(林修三君) これはこの施行法の方に、整理法の方の第五條でございませうが、第五條の一項に十九號の二といふものを加へまして、文部大臣の職權として、この「必要な措置を講ずべきことを求めること」、求める相手方は地方公共団体の長であり、あるいは教育委員會である、かように考へておりました、これは五十二條を受け

○湯山勇君 今のはこういうことなんですか、お尋ねしておるのは、文部省設置法の十九の二ですね、これでは、その最後をどうしたのだと、長または教育委員會に對して、「措置を講ずべきことを求めること」、求めるのだから要求だけですね。ところがこの要求すること以外に、文部大臣には自分で措置をする——みづから措置を行ふという権限があるわけですね。それは五十二條の第二項です。

○政府委員(林修三君) これは現在の文部省設置法の第五條をどうしたのだと、文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律に従つてなされなければならぬ。といふことがまず書いてございまして、その最後の号に、第三十二號でございませうが、「前各号に掲げるものの外、法律に基き文部省に属させられた権限」と、こういうことで、いわゆるセービング・クローズと私呼んでおりますが、こういうふうにおもなものは、この第五條の各号で文部大臣の権限は列挙いたしますけれども

も、法律に権限を全部網羅してあるわけではございませう。最後に三十二號におきまして、その他の法律に基いて文部大臣に与えられておる権限といふものは當然行使し得ると、かように立法としてはやつてあるわけでございます。

○湯山勇君 御説明でわかりましたけれども、それではこの十九の二も、「措置を講ずべきことを求めること」といふのも、これもやはりもし書いてなければ、そこで説明がつくと、こういうことですね。

○政府委員(林修三君) そういうことになりましたが、ただちよつと今お答えを落したのでございませうが、この五十二條の第一項、これはつまり必要な措置を講ずべきことを長または教育委員會に對して求めることができる、と、第二項は、これは市町村の長または市町村教育委員會に關することについては、都道府県委員會に法律的に委任してやらせるんだといふことを書いてあるわけでございます。ただし、そのただし書きは「文部大臣は、必要があるとき認める場合においては、自ら当該措置を行ふことができる」といふ意味は、自分でいわゆる代執行を認めるという意味ではございませうで、自分で直接市町村長または市町村の教育委員會に對して一項の措置ができるという意味でございませう。同じく求めることの範圍でございませう。先ほど御答弁に漏らしましたけれども、二項のただし書きの趣旨は、文部大臣が自分でやる、その都道府県委員會にやらせるんではない。場合によつてまたそういうこともできるということでございます、そういう措置の内容は、一項で認

められておる範圍でございませう。文部大臣が自分でいわゆる代執行をするという権限を与えられておるものではございませう。

○湯山勇君 私は今、設置法の方を見ておつてひよつと気がついたのですが、今の御説明だと、求めることができる範圍に入ると、求めることができるということ、みづから行ふことができるということとは、私は違ふと思ふのでございませう……。

○政府委員(林修三君) 今御説明いたしました通りに、五十二條の二項の「自ら当該措置を行ふことができる」といふのは、この前段を受けておる措置は、「文部大臣の前項の規定による措置は」と書いてございませう。この「措置は」と書いてございませう。この「必要な措置」を受けたわけではないのでございまして、「必要な措置を講ずべきことを求めることができる」と、この「求める」といふ最後を受けまして、「文部大臣の前項の規定による措置は」と、これを二項で受けたわけでございます。それをただし書きで、そういう措置は場合によつてはできる、そういうことでございませうから……。

○湯山勇君 わかりました。そういう御説明ならよくわかります。

○秋山長造君 これは自治法の方も同じことではございませう。

○政府委員(林修三君) 自治法も同じことではございまして、もちろんこれは總理大臣に代執行権を認めたものではございませう。

○矢嶋三義君 委員長、ちよつと速記をとめて……

○委員長(加賀山之雄君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(加賀山之雄君) 速記をつて。

○秋山長造君 今の長官のような御説明を聞きますと、その第四項ですね、「文部大臣は、自ら地方公共団体の長に対して第一項の規定による措置を行おうとする場合においては、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならぬ。」、こう書いてありますね。その「自ら地方公共団体の長に対して」という場合は、第一項の府県知事並びに府県教育委員会に措置の要求をする場合と、それから第二項に書いてある直接市町村長並びに市町村教育委員会に要求する場合、この両方を四項はうたっているわけですか。

○政府委員(林修三君) これは五十二條の一項と二項の後段、両方受けているわけでございます。ただ、教育委員会についてはこの問題が入っておりませんので、長に対する部分だけが総理大臣、いわゆるこれは自治庁長官が代表する総理大臣であると思ひますが、そこに協議をする、そういう趣旨でできております。

○秋山長造君 第四項のような規定を特に設けたのは、やはり大体地方公共団体の長に対する措置要求というものは、原則は二百四十六條の二にうたつてあるの、文部大臣が、総理大臣の本來権限に属していることを、この五十二條の例外規定と申しますか、特別規定と申しますか、それによつて行かうから、それで本來地方公共団体の長に対する措置要求権というものを包括的に持っている総理大臣に対して協議

をする、こういう理由でできているこれは条文でしょうか。

○政府委員(林修三君) これは趣旨といたしましては、やはり文部大臣がやるというところは、法律の権限としては一項では与へ、二項では特別の場合には与へているわけでありますが、やはり文部大臣が地方公共団体の長に対してやるということは、自治行政全般にわたることでございますから、やはり総理大臣に協議するのが適當である、こういう趣旨で、具体的には総理大臣の協議のもとでやる、そういうこととしたわけでありまして、そこで立法措置として、そういうことにするのが適當である、こういうことで入れたわけでございます。

○湯山勇君 法制局長官に対するお尋ねは終つたのですけれども、確認しておいていただきたいことは、他の大臣がすべてできる。総理大臣に措置を要求する。そうして総理大臣を通じて措置する。そういうことは文部大臣は一つもできない。もちろん文部大臣がやることは別にありますけれども、総理大臣を通じてやることは、文部大臣には一つも現在ではできない。これは局長がお認めになつた通りです。なぜそうなつたかというようなことは、これは私はやはり文部大臣だけからお聞きしたのではつきりしないと思ひますので、こゝういふ点については、やはり最高責任者であり、そして総理大臣の措置要求を文部大臣からはなくしたといふような点については、総理からも聞きたいと思ひます。法案の持つ意味ははつきりしましたけれども、今度はそういう実質的な点については、やはり総理に聞きたいと思ひますから、これ

は委員長の方でも一つお含みおきを願ひたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(加賀山之雄君) では速記を始めて。

内閣法制局長官に対する質疑は、今日はこれで終了いたします。

委員会は散会いたします。

午後八時三十九分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、危険校舍改築費国庫補助増額に関する請願(第一四四〇号)

一、統合学校施設の国庫補助算定基準に関する請願(第一四四一号)

一、教科書法案反対に関する請願(第一四六七号)

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願(第一四七〇号)

(第一四七二号) (第一四七三号) (第一四七四号) (第一四七五号) (第一四七六号) (第一四七七号) (第一四七八号) (第一四七九号) (第一四八〇号) (第一四八一号) (第一四八二号) (第一四八三号) (第一四八四号) (第一四八五号) (第一四八六号) (第一四八七号) (第一四八八号) (第一四八九号) (第一四九〇号) (第一四九一号) (第一四九二号) (第一四九三号) (第一四九四号) (第一四九五号) (第一四九六号) (第一四九七号) (第一四九八号) (第一四九九号) (第一五〇〇号) (第一五〇一号) (第一五〇二号) (第一五〇三号)

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願(第一五〇四号) (第一五〇五号) (第一五〇六号) (第一五〇七号) (第一五〇八号) (第一五〇九号) (第一五一〇号)

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願(第一五〇七号) (第一五〇八号) (第一五〇九号) (第一五一〇号)

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願(第一五〇七号) (第一五〇八号) (第一五〇九号) (第一五一〇号)

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願(第一五〇七号) (第一五〇八号) (第一五〇九号) (第一五一〇号)

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願(第一五〇七号) (第一五〇八号) (第一五〇九号) (第一五一〇号)

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

新市町村建設促進法案の中にも、小学校或は中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準の如何によるところが大きいから、その基準の決定については、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差引くこと等がないようにし、統合学校には特別に基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とするようにせられたいとの請願。

米治君 田中 啓一君 井野 碩哉君

第一四七〇号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県甘楽郡妙義町諸戸 串戸 芳男 紹介議員 羽生三七君 教育の民主化を実現する基盤は教育委員の公選制にあることを堅く信じ、全国教育委員会と教師たちは苦しい地方財政の中であらゆる困難とたたかいながら教育の充実を図ってきたにもかかわらず「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」が既に衆議院を通過して参議院において連日審議され、公選制廃止により教育を国民の手から奪い、教師の自由を束縛し、教育の政党支配と中央集権官僚制が実現されようとしているが、政府が世論を無視し、識者の忠言に耳をかさず、与党の数をたのんでこれを通過させるようなことがあれば、全国教育は必ず混乱に陥り、日本の将来と国民に対して最大の不幸をもたらすことは明らかであるから、わが国の民主教育を守り、青少年の健全な成長を図るため目下審議中の同法案が撤回せられるよう善処せられたいとの請願。	第一四七二号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町二、八九五 小林 邦夫 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四七六号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県富岡市七日市六二七ノ一 高橋大 紹介議員 中田 吉雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。 第一四八〇号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町三、四四八 渡路 三郎 紹介議員 高田なほ子君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	法律案反対に関する請願 請願者 群馬県富岡市富岡一、七六五 武井源三郎 紹介議員 成瀬 幡治君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。
第一四七三号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県富岡市七日市九二八 萩原 かつ 紹介議員 藤原 道三君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四七四号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県富岡市富岡一、三八九 今井 良子 紹介議員 安部キミ子君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四七八号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡松井田町五料三、八三七 茂木 寿男 紹介議員 三橋八次郎君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八二号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡松井田町下増田二、四二〇 吉田みちよ 紹介議員 松澤 衆人君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八六号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県富岡市富岡九八八 新井あや子 紹介議員 湯山 勇君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。
第一四七五号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県富岡市富岡一三 磯貝角五郎 紹介議員 江田 三郎君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四七九号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県多野郡新町二、八六二 斎藤 忠敬 紹介議員 重盛 壽治君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八三号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町二、八九五 小林 邦夫 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八四号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 東京都文京区大塚町三 五 柴田喜世子 紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八七号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町二、八九五 小林 邦夫 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。
第一四八七号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町二、八九五 小林 邦夫 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八七号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町二、八九五 小林 邦夫 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八七号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町二、八九五 小林 邦夫 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八七号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町二、八九五 小林 邦夫 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。	第一四八七号 昭和三十一年五月十七日受理 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡安中町二、八九五 小林 邦夫 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡一、
六三四ノ二 小島四郎

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四八八号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市高瀬三、
一三六 原沢旬一

紹介議員 平林 剛君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四八九号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡一、
六四二ノ三 高田春二

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九〇号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡一五

〇 大河原正己

紹介議員 森崎 隆君
この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九一号 昭和三十一年五月

十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡一、
四七三 青木幸雄

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九二号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市相野田二

四五 鈴木秀夫

紹介議員 山下義信君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九三号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡九八

一 黒沢潤

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九四号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡九七

二 初田一郎

紹介議員 山本 経勝君
この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九五号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡一、
四七三 長坂清美

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九六号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡下仁田町

大字馬山二、七六七

山崎 篤寿

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九七号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡福島町

川三五六 松浦澄江

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九八号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡福島町小

川六七五 村田義
紹介議員 松本治一郎君
この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一四九九号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡九七

二 黒沢松之助

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一五〇〇号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市富岡一、
六〇四 黛吉衛

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一五〇一号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県高崎市下和田町

三七五 高橋一郎

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一五〇二号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県高崎市四ツ尾町

五 土屋昌子

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一五〇三号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市相野田二

五 大河原由雄

紹介議員 小林 亦治君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一五〇四号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡下仁田町

下仁田二六八 渡辺喜
作

紹介議員 上條 愛一君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一五〇五号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区神田鎌

倉町一九 神成吉彦外
一名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同
じである。

第一五〇六号 昭和三十一年五月
十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律案反対に関する請願(四十六通)

請願者 群馬県碓氷郡安中町下

後閑 田中登四郎外四

十五名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一四七〇号と同じである。

第一五〇七号 昭和三十一年五月

十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願（四通）

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大

字小泉甲三三〇 白石

昭夫外三名

紹介議員 湯山 勇君

今国会に提出された地方教育行政の組織及び運営に関する法律案と教科書法案は、いずれも教育の中央集権的国家統制を復活しようとするもので、教育の中立性および自主制維持のため誠に憂慮に耐えないから、このような一方的かつ逆行的な教育二法案に反対すると共に、民主的な現行教育委員会制度と教科書制度は存続せられたいとの請願。

第一五〇八号 昭和三十一年五月

十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願（七通）

請願者 群馬県吾妻郡中之条町

八九八 小淵正巳外六

名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第一五〇九号 昭和三十一年五月

十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願（十三通）

請願者 群馬県吾妻郡中之条町

八二六 坂戸郁子外十

二名

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第一五一〇号 昭和三十一年五月

十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願（百二十通）

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大

字川戸五〇二桑原忍外

百十九名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。